

# 「精神権威」と「効率」

——フレデリック・ハリソンの選挙法改正論をめぐって——

光 永 雅 明

- I はじめに
- II 「効率」と世論：1867年までのハリソンの議論
- III residuum, 貴族, 君主の発見：1867年における転換
- IV 二つの「効率」と、二つの「精神権威」
- V おわりに

## I はじめに

本論文は、第二次選挙法改正（1867）当時のイギリスで政府の「効率化」を求めた、フレデリック・ハリソン Frederic Harrison (1831-1923)<sup>1)</sup>の政治思想を再検討するものである。

19世紀から20世紀にかけての世紀転換期のイギリスにおいて、「効率」efficiencyあるいは「国家効率」national efficiencyという言葉がしばしば用いられたことは、よく知られている。それは、産業の国際競争や、ドイツをはじめとする軍事的脅威に対抗して、イギリスの政治や産業を「効率化」しようとする、多様で広範囲な関心、信念、運動を象徴する言葉であった。また、この「国家的効率」運動を代表する人物の一人が、かつて首相をつとめた（在任1894-95）自由帝国主義者であるローズベリー卿 Lord Rosebery (1847-1929)であることも、よく知られている<sup>2)</sup>。

だが、そのローズベリーが、1880年代の末から第一次大戦後にいたるまで、あるヴェテランの文筆家と親交を結んでいたことは、ほとんど知られていない。その人物とは、1860年代以来イギリスでオーギュスト・コント Auguste Comte (1798-1857)の思想の普及につとめてきた実証主義者フレデリック・ハリソンである。これまでハリソンが世紀転換期の「効率」に関連して注目されてこなかったのは、国家効率を旨とする政党を設立しようとしたローズベリーとフェビアン主義者の計画や、ウエップ夫妻 the Webbs を中心とする「効率懇話会」など、狭い意味での「効率化」運動にハリソンがどうやら参加しなかったためであろう。しかし、当時のハリソンの主張が広い意味での「効率化」運動によく合致するものであったことは、もっと注目されてよい。執行部の強化、中央や地方政府における議会進行の能率化、君主などによる

国民の精神的統合の強化、貴族院の改革による国民的な政治利害の確保、防衛力の強化など、ハリスンが第一次大戦までに行った各種の主張は、必ずしもイギリスの経済的衰退ではないにせよ、国際社会の中でのイギリスの軍事的、政治的衰退にたいする危機感に根ざしたものであり、だからこそ、当時の時代の空気の中で、かなりの反響を呼んだのである<sup>3)</sup>。

しかし、ローズベリーとの親交や、第一次大戦前の「効率」運動との関係におとらず知られていないのは、すでにハリスンが1860年代から、「効率」efficiencyという言葉を用いて、イギリスの産業と政治、とくに政治の「効率化」を主張していたことである。

まず、ここでは簡単にしか触れられないが、産業の国際競争、イギリス産業の相対的な地盤沈下の問題は、1860年代後半から一般の間でかなりの議論を呼びはじめており、ハリスンにとっても、それは重大な関心を呼んだ問題であった<sup>4)</sup>。だが、経済的な問題よりもさらにハリスンの関心を引いたのは、政治的な問題であった。ハリスンによれば、他国の政治制度に比較し、イギリスの中央政府は、その外交政策・内政の遂行の双方において、あまりに非「効率的」であった。そこでハリスンは、1860年代から70年代にかけて、「政府の効率化」や「より科学的な政府のエンジン」を求める主張を繰り返すことになる<sup>5)</sup>。

しかも、ハリスンの場合に特色があったのは、彼は政府の「効率」を、「精神権威」Spiritual Powerなるものと関連づけて論じたことであった。以下節を改めて述べるように、ハリスンは、コントの実証主義をうけついで、権力を「精神権威」Spiritual Powerと、「世俗権力」Temporal Powerとに分割し、基本的には前者は実証主義哲学者、中央政府の権力である後者は産業指導者が担当すべきである、と考えていた。したがって、「世俗権力」の「効率化」を進める場合、それが人々の精神の変化とどう関係しているかという問題、言い換えれば、「精神権威」の機能とどう関係するかという問題が、つねにハリスンの議論の中で意識されることになるのである。

彼が「効率化」を主張するのは、ちょうど、1867年の選挙法改正、1868年の総選挙での自由党の勝利（自由党382議席、保守党276議席）、という政治的事件を背景とするものだった。1867年の第二次選挙法改正は、都市選挙区で世帯主と一部の間借人に選挙権を拡大する条項を含み、事実上、都市の男子労働者に選挙権を付与するものであった<sup>6)</sup>。しかし、選挙法が改正され、選挙法改正への期待、不安、そして運動の熱気が収まり、1868年に総選挙が行われると、労働者の立候補者はごくわずかで、そのうち当選者は一人もいなかった。自由党と保守党の対立のもと、選挙はグラッドストーン William Ewart Gladstone (1809-1898) の率いる自由党が圧勝し、時代はむしろ、一種の安定期に入る。このような時代背景の変化の中で、ハリスンのいう政府の「効率化」論がいかんして生まれ、変容していったかを、以下節を改めて検証したい。

また、ハリスンがこのように政府の「効率」に注目したこと、とくにそれを「精神権威」との関連で論じたことは、特異なことではあったかもしれないが、けっして無視してよい例外と

して扱われるべきではないだろう。むしろ、政府の何らかの意味での「効率」を求め、さらに、それを人々の精神にはたらきかける何らかの意味での「権威」と関連づけて論じるのは、当時の知識人の間でけっして稀ではなかったと思われる。この点については、最後の部分でごく簡単に触れることにしたい。

- 1) Frederic Harrison. 法律家、文筆家。裕福な株式仲買人の家に生まれ、キングズ・カレッジ・スクールからオクスフォード大学のウォダム・カレッジ Wadham College に進学し、チューターのリチャード・コングリーヴ Richard Congreve (1818-1899) の間接的な影響のもと、コントを読みはじめる。1858年、リンカーンズ・イン Lincoln's Inn でバリスターの資格を得、1860年代からロンドンの法曹界で活躍。同時に、旺盛な執筆活動を開始する。1877年から1899年まで法律教育評議会 Council of Legal Education の教授(法学、憲法学、国際法)。ロンドン州議会の参事会員(1889-1893)、ここでローズベリーと知りあう。1886年、ロンドン大学の選挙区から、グラッドストンのアイルランド自治法案を支持して総選挙に立候補するが、落選。イギリスの代表的な実証主義者の組織である「ロンドン実証主義協会」London Positivist Society の会長(1885-1905)、その機関誌『ポジティヴィスト・リビュー』*Positivist Review* の編集長(1902-03)。1870年に従姉妹のエセル Ethel と結婚。弟のチャールズ Charles は自由党の下院議員(1895-97)。息子のオースティン Austin は、のちに『イングリッシュ・リビュー』*English Review* の編集長をつとめる。伝記的研究としては、Martha Vogeler, *Frederic Harrison: The Vocations of a Positivist* (Oxford, 1984) が、事実の情報という点ですぐれている。彼をふくむ実証主義者については、代表的な文献として、Royden Harrison, *Before the Socialists: Studies in Labour and Politics, 1861-1881* (London, 1965); Christopher Kent, *Brains and Numbers: Elitism, Comtism, and Democracy in Mid-Victorian England* (Toronto, 1978); Terence R. Wright, *The Religion of Humanity: The Impact of Comtean Positivism on Victorian Britain* (Cambridge, 1986)。なお最近はやが国でもハリスンをふくむ実証主義者たちを直接、間接の主題とした研究が出はじめている。本稿執筆時点ではまだ未完だが、その代表的なものとして、ハリスンと労働組合法化を論じた小笠原浩一氏の「イギリスにおける『団結法認』政策の歴史的特質: 1870年代の労働立法改革再論(1)(2)」、『山形大学紀要(社会科学)』第19巻第2号、第21巻第2号(1990, 1991)をあげたい。ただ筆者(光永)は、註(4)で言及するように、国際競争の「脅威」のもと労働組合法化が議論されていった、という当時の時代背景を重視したい。
- 2) 世紀転換期の「効率」運動については、以下の古典的な著作を参照。Bernard Semmel, *Imperialism and Social Reform* (London, 1960)、野口健彦・野口照子訳『社会帝国主義史』(みすず書房, 1982); G. R. Searle, *The Quest for National Efficiency* (Oxford, 1971)。
- 3) たとえば、のちにノーベル平和賞を受賞するノーマン・エンジェル Norman Angell の *The Great Illusion* (London, 1910) は、部分的には、ドイツにたいする防衛力強化を訴えていたハリスンにたいする反論として書かれたものである。またハリスンが「忘れられた文筆家」になったわけでもない。むしろ、彼の思想がある意味で「保守性」を帯びるにつれ、彼を歓迎するジャーナリズムも増えた。たとえば1860年代に実証主義者を非難していた『タイムズ』は、1915年の一年間に、彼の投書を少なくとも12回載せることになる。
- 4) ハリスンがこの問題に無関心でいられなかった大きな原因の一つは、彼ら実証主義者たちが擁護してきた労働組合が、国際競争力を低下させる、という理由で非難されていたからだだった。(この点については、たとえば、以下を参照。E. S. Beesly, 'The Trades' Union Commission,' *Fortnightly Review*, July 1867, p.15.) ハリスンは、「王立労働組合委員会」Royal Commission on

Trades' Unions では、労働組合が国際競争力の低下とは無縁である、あるいは両者の因果関係は論証不可能である、という立場をとりつつも、のちには、イギリスの国際競争力は高度な機械化と、良質な労働力によるとして、その双方を確保するために、工場労働の二交替制を主張するに至っている。Frederic Harrison, 'Mr. Brassey on Work and Wages,' *Fortnightly Review*, Sept. 1872, pp.268-286.

- 5) Frederic Harrison, *Order and Progress* (London, 1875), reprinted, with an introduction by Martha Vogeler (Sussex, 1975), p.3, p.5.
- 6) 第二次選挙法改正の基本的情報については、以下を参照。E. L. Woodward, *The Age of Reform, 1815-1870* (Oxford, 1938), pp.154-185 ; Asa Briggs, *The Age of Improvement, 1783-1867* (London, 1959), ch. x ; Royden Harrison, *Before the Socialists, op. cit.*, ch. iii and iv.

## II 「効率」と世論：1867年までのハリスンの議論

政府の「効率化」にたいするハリスンの態度は、選挙法改正が通過した1867年ごろを境にして、大きく変化する。まずこの節では、1867年までのハリスンの議論をとりあげよう。その議論を特徴づけるのは、イギリス政府の、つまり「世俗権力」の「効率化」は、実証主義者、つまり「精神権威」が指導する世論の成熟化と調和的に進行する、という見方である。

ハリスンが選挙法改正を労働者にむけて訴えたのは、まず何よりも、実証主義者として、であった。遅くとも1866年までには、彼らは自分たちがオーギュスト・コントの学説を信じる集団であることを労働者階級向けの新聞で宣言するし<sup>1)</sup>、実態としては、はるかにそれ以前から、有力で緊密な知識人集団となっていた。

知識人集団としての彼らの形成は、1850年前後のオクスフォードにまで遡る。当時、オクスフォード大学のウォダム・カレッジでチューターをしていたリチャード・コングリーヴ Richard Congreve<sup>2)</sup> は、1849年にパリでコントと会見をしていたほど、実証主義に影響されていた。そのコングリーヴのもとで指導を受けたカレッジの生徒が、のちのイギリス実証主義の代表人物、フレデリック・ハリスン、エドワード・スペンサー・ビーズリー Edward Spencer Beesly<sup>3)</sup>、ジョン・ヘンリー・ブリッジズ John Henry Bridges<sup>4)</sup> であった。その結果、コングリーヴは直接コントに言及しなかったものの、コングリーヴの間接的な示唆を通じて、彼らはコントの文献に接してゆくことになる。だが、実証主義者としての彼らの本格的な活動は、ロンドンを基盤にしたものだった。その後、コングリーヴは、1854年にコント主義者であることを宣言し、チューターの職を投げうって、ロンドンに移住し、実証主義の研究と普及にとりくみはじめる。他方、のちにビーズリーはロンドン大学の歴史学教授として、またハリスンはロンドンで法曹界に入り、やや遅れて1869年にはブリッジズが北部産業都市のブラッドフォードからロンドンに移住し、首都の医療視察官として活躍しはじめた。

ロンドンでいわば再会した彼らは、活発な出版活動を開始する。たとえば、1866年に彼らは、

イギリスの外交政策を論じた共同論文集『国際政策』*International Policy*<sup>5)</sup>を発表する。また、彼らのうちの全てではないが<sup>6)</sup>、その多くは、積極的にジャーナリズム活動を進めた。幸運なことに、1861年に創刊された当時の代表的な労働組合新聞『ビー・ハイヴ』*Bee-Hive*や、1865年に創刊された自由党系知識人の重要な雑誌『フォートナイトリー・リビュー』*Fortnightly Review*は、実証主義者のために多くの紙面を割いてくれた。たとえば、ビーズリーは、1863年の一年間だけで、『ビー・ハイヴ』に28本の論評・投書を書いている。実証主義者の組織化も進んだ。1867年5月には、彼らの間で「ロンドン実証主義協会」*London Positivist Society*が設立され、1870年4月には、実証主義の普及を目的とする「実証主義学校」*The Positivist School*がロンドンのチャペル・ストリート *Chapel Street* に開設されている。さらにこれらの執筆活動や組織化に加え、のちに触れるような労働者との連合が発生し、1860年代をつうじて実証主義者たちは急速にイギリスを代表とする知識人へ——コントの用語で言えば、「精神権威」へ——と成長するのである。

その実証主義者の中でハリスンは、おそらく議会改革にもっとも積極的な人物のうちの一人だった。すくなくとも1858年から、彼は選挙法改正運動に関与してきており<sup>7)</sup>、1860年代に入ると、労働者むけの新聞などをつうじて、選挙法改正の必要をより積極的に訴えてゆくようになる。ハリスンが一貫して求めていたのは、イギリス政府を「効率化」することだった。たとえば政府は、「本物で、効率的な *efficient*」衛生改革を進めるべきであった<sup>8)</sup>。内政だけではない。「効率性」の欠如は、諸外国との比較が明白に出てくる、外交政策でとくに明白となる。

ロシア皇帝のような専制君主は、一貫性と効率性 *efficiency* をもって、外交政策を指導できる。プロイセンに見られるような官僚組織や、オーストリアに見られるような伝統的で少数独裁の宮廷も同様のことができる。大衆の世論を観察してそれに乗り、時代の洞察力をもつ、真のステーツマンもまた、同様のことができる。カヴールのように議会の多数派という機構を手に行っている場合であれ、ナポレオン〔三世〕のようにそれをもたない場合であれ、事情は同じである。合衆国の大統領のように、たがいに結合する熱狂的な人民を代弁する機関としての自由な執行部の場合も、同様なことができる。しかるに、これらのいずれでもなく、強力なアリストクラシーでもなければ、民衆の代表でもなく、党派のバランスの上に成立し、黙認のおかげで支配を行い、また、それが相手にしていると称する人々（この人々こそ、政体の威厳と強さとの唯一の源泉である）からは遠く隔たっているような政府にとっては、まったく事情は異なる<sup>9)</sup>。

では、どうしたら政府は「効率」を得られるのか。実は、ハリスンは、「効率」そのものの説明を明示的には行っていない。だが、彼が「効率」に言及している箇所からその主張を要約してみると、「効率」的な政府が成立する条件は三つあげることができるように思われる。

第一に、その政府が求める「効率」は、国家的な「効率」でなくてはならない。彼が「効

率」的な政策の有無の例として外交政策をあげたことに象徴されるように、ハリスンが「効率」を議論するときに念頭に置いているのは、セクトや、個々の階級や、党派の利害とは別にあるとされる、ネイション全体の利害である。政治問題は、ハリスンにとって、本質的に部分的な利害の問題ではなく、ネイションの問題であった。たとえば彼は、労働者にむかって、諸君らは「労働者である前に、イギリス人なのだ」とまで主張する<sup>10)</sup>。「効率」とは、このネイション全体の利害を着実に、速やかに実行することであって、部分的な利害の追及は二義的のもの、というより、むしろ、全体の利害の「効率的な」追及を妨げるものとみなされることになる。

第二に、有能な個人的政治指導者が存在しなくてはならない。シーザー、フレデリック大王、クロムウェル、リシュリュー、ワシントン、ナポレオン三世、リンカーン、カヴールといった歴史上あるいは同時代の政治家たち——実証主義者の言葉を使えば、「独裁者」あるいは「ステーツマン」——は、つねに実証主義者たちの偶像であった<sup>11)</sup>。実証主義者たちにとって執行部の「効率」は、官僚などの組織的な完成ではなく、個人的支配者の有能さにその根拠をおくものであった。

ただし、第三に、個人的政治指導者だけでは、「効率」は確保されない。それを最終的に確保するのは、「恐怖を抱くという習慣」ではなく「知的な同意」*intelligent assent*によって民衆が指導者に従うことである<sup>12)</sup>。単純な初期の段階の社会においては、多くのことが純粋な権威 *Authority* と強制力 *Force* によって行われる。しかし、

「…」高度に進歩した社会というものは、その全組織が複雑に、微妙に、さらに知的になっているところに、まさにその特徴があるのだ。強制力は、それが作用する集団にたいしてあまりに野蛮で、直接的で、盲目的な力 *a power* になるにつれ、利益を生み出すためにはますます非効率的になるのだ *less and less efficient*。知的に高度な社会においては、人々が生き、行動し、たがいに作用しあう上での精神 *spirit* が、何にもまして重要なのである<sup>13)</sup>。

政府の仕事にたいして社会が与えるコンセンサスとは、「けっして冷やかな同意でもなければ、無関心に服従することでもない。それは、大衆の側から、ポジティブで、活発な協力が行われることを意味する。」これが「いわゆる世論と呼ばれる力の、微妙で複雑な本質」なのである<sup>14)</sup>。つまり、政府の「効率」のためには、以上のような意味の世論 *public opinion* が必要となる。

このようなハリスンの主張は、基本的には、コントを踏襲している。少数者からなる政府による、社会の「共通の利益」の追及、それを支え、統制する世論、という構図は、コントのそれと同じである。よく知られているように、コントにとって、権力の基本的な分割は、精神的なそれと、世俗的なそれとの間にあった。つまり権力は、「精神的権威」*pouvoir spirituel* /

Spiritual Power と、「世俗的権力」pouvoir temporel / Temporal Power との間に分割される。これは、中世のキリスト教教会と、世俗権力の分割にヒントを得たものだが、実証主義の体制下では、「精神権威」は実証主義哲学者に、「世俗権力」は少数の産業家に委ねられることになる<sup>15)</sup>。「世俗的」つまり政治的権力は、集中が求められる。さもなくば、「無秩序」が生まれるであろう<sup>16)</sup>。またそれは、人民が望むことでもある。「人民はつねに、議会制度による管理部門よりも、むしろ、独裁的な管理部門に本能的に従うであろう。これは、現実的な性格と、行動の直接性のために、独裁的な管理部門の方が、自分たちの要求を満たしてくれそうだと感じるためである。」<sup>17)</sup>こうして成立する「世俗権力」は、「社会のあらゆる力を、社会の共通の利益のために集中すること」をそのもっとも重要な義務とする<sup>18)</sup>。ただし、「世俗的」権力にたいする助言や統制は、「精神的権威」の役割であり、それは「近代社会の巨大な調整器」<sup>19)</sup>である世論の力によってなされるであろう。その場合、「精神権威」は、実証主義哲学者によってなされるが、その補助者には、プロレタリアートになるであろう<sup>20)</sup>。

だが、ハリスンにとってもっとも問題だったのは、そのコントが議会や参政権をほとんど否定していることであった。コントが想定する、歴史の最終段階である実証主義の段階では、各国の中央政府の世俗権力は三名の銀行家(農業、工業、商業をそれぞれ担当)に任せられ、その説明には、議会も、参政権も、登場しない<sup>21)</sup>。では、その最終段階にいたる「移行期」においてはどうか。コントによれば、「移行期」は三段階にわかれる。その第一、第二段階では、一人の「独裁者」が政治権力を掌握する<sup>22)</sup>。「独裁者」は、産業家の精神覚醒が不十分な場合は、プロレタリアートの中から登場する可能性がある<sup>23)</sup>。第三段階では、中央政府は、農業資本家、工業資本家、銀行家の「三頭支配」となる。この第三段階まで議会は存続するが、その機能はきわめて限定されたものである。まず、立法権はない。また、議会は三年に一度だけ開会され、予算案の決議と会計検査のみを行う。参政権は男子普通選挙権であるが、資格年齢は28歳以上であり、投票は秘密投票ではなく公開投票であり、さらに、自分より選挙権の遂行に適した人物に投票権を委譲することを奨められる。「三頭政治家」に欠員が生じた場合、選挙での補充が認められているが、これは17名の選挙人を介した間接選挙でしかない<sup>24)</sup>。したがって、彼が想定する歴史の最終段階においても、それへの移行期においても、議会や参政権はきわめて小さな役割しか果たさない。ただ、コントは、以上の移行において、イギリスだけは例外になるかもしれない、と主張した。つまり、彼によると、フランスその他では不可避な、「プロレタリアートの独裁」をイギリスは避けられるかもしれない。それは貴族の覚醒によって、である。「もしイギリスの貴族階級が正当な修正を受け入れれば、移行期のプロレタリアートの支配を避けうるだろうし、秩序だった運動によって正常な状態の形成と開始を導くという、比類なき名誉を得ることになるだろう。」この場合、貴族階級は、そのまま産業の指導者となるであろう<sup>25)</sup>。しかし、イギリスは例外となりうる、というこの議論も、たしかに、あとで見るように、

のちのハリスンの議論に大きな影響をおよぼすことになるのであるが、議会改革を進めるロジックにはなりづらかった。

実際、ナポレオン三世が「独裁的な」権力を握っていたフランスであればともかく、イギリスにおいては、コントが想定していたような移行は、現実的にきわめて困難であった。なるほど、イギリス実証主義者の中には、コントの移行論を積極的にイギリスに適用しようとする人もいた。たとえばコングリーブは、議会改革運動にほとんど熱意を示さなかった一方、ひとたび選挙法改正運動がアジテーションとして盛り上がると、急進主義者の政治家ジョン・ブライト John Bright (1811-1889) にたいして、「直接行動により現在の閣僚たちを放逐し」、独裁的な権力を握るよう、訴えている<sup>26)</sup>。あるいは、ブリッジズは、下院が廃止されて、貴族院だけが残った方が、イギリスの政治は好転するだろう、と考えていた<sup>27)</sup>。しかし、イギリスで議会制度を廃止することは、実証主義が最も否定する、過去との革命的切断になるのではないか？——こう問いかけたのが、ハリスンである。ハリスンによれば、実証主義は「[...] 無秩序はどれもすべて悪であるとして非難し、あらゆる健全な運動は過去の発展以外の何物でもない、と主張する。」<sup>28)</sup>とすれば、議会政治の否定ではなく、その発展が、実証主義の精神に叶うことになるだろう。

わが国がヨーロッパのほかのすべての国と違うのは、議会制度という原理に二世紀の間、伝統的にコミットしてきたということである。そして、支配が失敗して混乱が生じ、この混乱が救いがたいほど続いた場合には、なるほどわが国民もこの歴史的制度と手を切ることになるかもしれないけれども、ある国民の中でこういった継続性が断ち切られるのは、最悪の事態の一つである。制度の内側から段階的な改良と変容を行うことが可能でもありまた安全な仕事であるとき、こういった事態を歓迎するのは、ジャコパンの原理を抱く人のみであろう<sup>29)</sup>。

このようなハリスンの主張は、「非常に反実証主義的で、民主主義とコントを妥協させるもの」としてブリッジズの批判を浴びることになる<sup>30)</sup>。実際、ハリスンは、議会制度と、コントが議会制度の否定の上に打ち立てようとした「効率」とを、結合しようとしたのである。では、当時のイギリスの議会制度を通じて、先ほどあげた三条件はどのようにして満たされるのであろうか。

まず、当時のイギリスには、「ステーツマン」そのものではないにせよ、その候補者として適当と思われる人物がいた。ジョン・ブライト、リチャード・コブデン、グラッドストーンといった自由党の急進派系の政治家たちである。なるほど、たとえば彼らが産業においてレセ・フェールをとろうとしたことにたいしてハリスンらは一定の異議を唱えていたが<sup>31)</sup>、選挙法改正や、外交政策においてはそれほど両者の差異は表面化せず、とくにアメリカの南北戦争のときは、北部支持の大義によって両者は緊密に結びつけられた<sup>32)</sup>。この結果、たとえば1865年にコ

ブデンが死去したとき、ビーズリーは同僚の実証主義者にたいしてこう伝えることができたのである。

コブデン氏はたしかに私たちの原理からは遠く離れておりましたが、彼の影響力が今あれば、それは、これから生じそうなあらゆる重大な問題の中で、正しい方向に使われていたことでしょう。コブデン氏は、有害な首相〔パーマストーン卿 Lord Palmerstone (1784-1865)〕にたいする最も強力な抑制だったのであり、今度ふたたび不名誉な外交官たちによってイギリスが脅威にさらされていると証明された暁には、われわれはコブデン氏の死を悔やむことになるでしょう。氏は、賞賛すべきステーツマンになるためには、正しい教育と思想を欠いていただけなのです。氏は、必要なすべての慎慮、性格、そして道徳を備えておりました。したがって、実証主義的なモデルにしたがった政府を受け入れられるほど進歩しても、指導者にする適当な人材を見付けられないのでは、とご心配なさる必要はありません<sup>33)</sup>。

ブライトやグラッドストーンもまた、実証主義者にとっては、「ステーツマン」の候補者だった。自由党が勝利を収めることになる同年1865年夏の総選挙のときにもハリスンは、グラッドストーン支持を鮮明に打ちだしている。ハリスンはビーズリーにたいして、「グラッドストーンにたいして完全に満足できないからといって彼に反対したら、われわれは道を誤ることになるだろう。そういった態度は、本質的に政治をわきまえないものだ。私は「党派」というものはすべて敬遠している。実際、今度はグラッドストーンに投票することをもう約束しているのだ。」と伝えている<sup>34)</sup>。ハリスンにとっては、細かい差異はともかく、「ステーツマン」であるグラッドストーンを支持することが、「党派」をこえたネーションの利害に叶うのである。

さらに、ブライトやコブデンたちが過去の「ステーツマン」と異なるとすれば、それは雇用者階級を代表している、ということだった。むろんハリスンらの究極的な目的は、大資本家たちを、産業面でも、政治面でも指導者とすることであり、その最終的目標からすれば、その階級の出身者が「ステーツマン」となっていることは、より望ましいことであった。なるほど、コントは一時的に労働者出身の「独裁者」の出現を予想した。だが、労働者の議会進出をもっとも熱心に求めたビーズリーでさえ、今のイギリスの労働者の間から高潔な「独裁者」が出てくる可能性はほとんどないと見ていた<sup>35)</sup>。また、たしかに、次節で述べるように、イギリスの貴族から政治指導者を生み出すというコントの予測は実証主義者の間に継続的な影響力をもちつづけ、ハリスンもまた、イギリスの政体における貴族の重要性を認識するにいたるのだが、だからといって、雇用者階級出身の「ステーツマン」が実際に存在する、という意義が薄れるわけではなかった。実際、選挙法が改正されたあと、ハリスンが労働者に投票を奨めていたのは、事実上、雇用者階級だったのである。1867年の末にハリスンは『ビー・ハイヴ』に書簡をのせ、きたるべき総選挙で労働者のとるべき態度について論じた。彼はそれ以前から「都市労

働者の真の代表」が議会に進出することはしばしば認めていた<sup>36)</sup>。また、次節で言及するように、当時は同僚のピーズリーが労働者の議会代表に積極的であった。おそらくそういった各種の事情の影響のもと、ハリスンはまず、『ビー・ハイヴ』の読者にたいして、労働者は労働者の候補者に投票をすることを奨めた。だが、それは、以下の前提にしかすぎなかった。

次の問題はこうである。なるほど、できることならば、労働者の候補が当然優先されるべきなのだが、もしその候補者が見つからなければ、次は誰に目を向ければいいのか。

パラドクスに聞こえるかもしれないが、私は断乎としてこう言いたい。友好的でフェアな雇用者たちに、である。ともに働いている人々〔労働者〕を信頼し、彼らに信頼されている雇用者は、他のいかなる人よりもはるかに安全な、労働者の代表者たちである。雇用者は、労働者の実際の生活について知識をもっている。雇用者は、労働という世界においては、労働者の正当な代表者であり、また、時代の偏見を超越している場合には、政治の世界においても正当な指導者である。社会にむけて、また下院において、そういった雇用者は十倍の力をもって労働者を代弁する。というのも、彼は自分の土俵で話をし、しかも、自分の狭い個人的な偏見を超越していることが、周囲にわかるからだ。ブライト氏が以前にもまして偉大になったのは、彼が、ある意味では、自分の階級ではなく、別の階級〔労働者階級〕の代弁者になったからである<sup>37)</sup>。

ハリスンが注目していたのは、このような投票対象となりうる、労働者と協調的で、高賃金の経済を信じ、労働組合の承認や選挙法改正にかならずしも反対しない資本家たちの存在であった。たとえば、当時「労働組合王立委員会」でハリスンを側面から援助していたノッティンガムの富裕な衣料品製造業者のマンデラ A. J. Mundella (1825-1897, 1868年にシェフィールドより下院議員に当選)、世界的な鉄道請負業者(父)と政治家(息子)である同名のブラッシー父子 Thomas Brassey (父, 1805-1870); Thomas Brassey (息子, 1836-1918)<sup>38)</sup>、あるいは、のちにハリスンが1874年の総選挙で積極的に推すことになる<sup>39)</sup>、フォスター W. E. Forster (1818-1886, ブラッドフォードのウーステッド織物製造業者で、下院議員。のちに第一次グラッドストーン内閣で文教政策を担当)、サミュエル・モーリー Samuel Morley (1809-1886, ノッティンガムを中心とするメリヤス製造業者で下院議員)といった人々が、この範疇に入るだろう。将来の「世俗」指導者であるべきこれら雇用者階級を母体として「ステーツマン」が登場することは、イギリス政治の安定的進化にとっては、きわめて望ましいことであった。

ただ、かりにこのように「ステーツマン」が存在したとしても、それだけでは「効率」は確保されない。先程のべた三つの条件のうち、「ステーツマン」は、政治的指導者の存在という、ごく一部を保証するにすぎない。「ステーツマン」が遂行するネイション的な利害をもつ政策があること、「ステーツマン」が「世論」と結合すること、これはいかにして保証されるのだろうか。ここでハリスンが注目するのが、労働者階級、中でも、富裕な労働組合員を中心とす

るいわゆる労働貴族<sup>40)</sup>の存在である。

周知のように<sup>41)</sup>、1859年のロンドン建築工ストライキを支援したことをきっかけにして、実証主義者たちは労働組合の指導者たちと親密な関係を築きあげ、以降20年間にわたって、イギリスの労働組合の知的顧問団の役割をつとめることになる。中でも、実証主義者たちが注目したのは、のちにウエップ夫妻が「新型組合」と命名することになる大規模な全国的合同組合であった。すなわち、ハリスンの説明によれば、全国的に合同化し、精密な機構をもち、規模が大きく、熟練労働者を中心とし、ロンドンに中心をおき、指導者はアジテーター的性格をもち、運動方針は保守的協動的で、共済組合化さえしている、「合同機械工組合」Amalgamated Society of Engineers や、「合同大工差物師組合」Amalgamated Society of Carpenters and Joiners などがそれである<sup>42)</sup>。また、この合同組合の指導者たちを母体とする「ロンドン組合評議会」London Trades' Council のメンバーで、当時の労働組合運動に支配的な影響力をもった人々——ウエップ夫妻がのちに「ジャンタ」Junta と命名する人々——こそ、ハリスンがもっとも親しかった労働組合員であった。つまり、「合同大工指物師組合」のロバート・アップルガース Robert Applegarth (1834-1924)、煉瓦工のジョージ・ハウエル George Howell (1833-1910)、製靴工のジョージ・オジャー George Odger (1813-1877)、「合同機械工組合」のウィリアム・アラン William Allan (1813-1874) らがそうであった。

以上のような労働運動との接触を通じてハリスンらが知った労働貴族こそ、ハリスンにとっては、政治の「効率化」を達成するために必要不可欠の存在であり、そのためには、彼らに参政権を与える必要があると思われたのである。

第一に、仮に労働貴族ではないにせよ、労働貴族が含まれるところの労働者階級は、階級ではなく、ネイションであった。彼らの利害こそ、ネイションの利害であった。ハリスンは言う。

労働者階級 the working class は、(パラドクスを使うと)階級ではない唯一の階級である。それはネイションなのだ。いわば、労働者階級は、政治体全体を代表している。それ以外の諸階級は、政治体の特殊な器官を代表しているにすぎない。こういった器官も、なるほど、重要で不可欠な機能をもっていることだろう。だが、統治の実際の問題からすれば、国家 the State の成員はほとんどすべて労働大衆である<sup>43)</sup>。

第二に、労働貴族は、強力な指導者に支配権をゆだねることに慣れていて、これは、労働組合での経験によるものであった<sup>44)</sup>。ハリスンは1868年に、「ロンドン組合評議会」が設定した講演会において、こう述べている。

諸君らは、指導者を信頼し、彼らに行動の自由を与え、その結果、彼らを前よりもきちんとした責任のもとに置くということを本能的に学んできた。諸君らは、あらゆる運動の成功の鍵が、大衆と代表者の二重の行動にある、ということをご存じであろう。つまり、大衆が原理原則の鼓動とエネルギーを伝え、代表者が、それに集中と統一を与えるのである。

その同じ気質を、労働組合から政治の領域に移したまえ<sup>45)</sup>。

第三に、労働貴族は世論を代表する。世論とは、けっして、個々の主知的な判断の集合ではない。それは、社会がもたらした苦痛を肌身で知り、それゆえ社会的共感にあふれた人々が、集団として、国家の行動を監視し、批准する声なのであり、それゆえ、労働貴族が最もよくその母体となりうるものなのである。

選挙で人を選出すること、あるいは政府にたいして間接的な支持を表明することは、支配することとはまったく別のことであり、まったく別の特性を必要とする。この特性とは、道徳的なものであって、知的なものではない。現実的なものであって、特殊な才能ではない。あるいは、ごく単純で、ほとんど普通に見られる種類の才能だといってよい。たとえばこんな才能である。まず社会的な共感と正義感。それから、開放的でさっぱりとした性格。最後に行動を習慣とし、社会の悲惨さを経験から知っていること。こういった特性により、人は、政治的権力の審判者もしくはその究極的な源泉になるのである（ただし、政治的権力の行使者にはならない）。こういった特性は、この社会のどの部分にもまして、労働者階級の最良の部分が所有している。いや、こういった特性を多少とも持っているのは、彼らだけだと言ってよい<sup>46)</sup>。

このような世論こそ、労働貴族が与える「効率」の究極の根拠であった。それは以上のように労働者の生活の中そのものから出てくる。と同時に、このような礼賛にもかかわらず、ハリスンらは労働者の精神的状態を無条件に認めていたわけではない。たとえば、シェフィールドなど地方組合で頻発していた非組合員への暴力事件などは、労働者がまだ十分に「道徳化」されていない証拠であるように実証主義者たちには思われた。この事件についてビーズリーが言うように、「われわれは、実証主義を労働者の間に広める熱意を二倍、三倍にもしなければならぬ。というのも、実証主義がなければ、労働組合はおそらく非道徳的な力になるだろうからだ。」と実証主義者たちは決意する<sup>47)</sup>。つまり、ここにおいて、世論の調整者として、「精神権威」たる実証主義者の役割が不可欠のものとなるのである。

実際、以上のような構図で「世俗権力」の「効率化」をはかろうとするハリスンの試みは、実は、「精神権威」である実証主義者たちの影響力の増大と対応するものだったと言っていいだろう。もともと、ブライト、コブデンといった一部の「ステーツマン」は、南北戦争の北部支持での共闘に見られるように、ハリスンらと交流があった。他にも、1864年、薩英戦争のときの政府の方針に反対するため、ハリスンがビーズリーにコブデン、ブライトとの仲介を頼むなど、実証主義者と「ステーツマン」は、外交政策を通じてかなりの交流があった<sup>48)</sup>。さらに「王立労働組合委員会」をつうじてハリスンらがマンデラらと日常的に接触していたことも、言うまでもない。だが、「ロンドン組合評議会」との交流に見られるように、労働貴族にたいするハリスンらの影響力は、さらに大きかったと言っていいだろう。その結果、主としては労

働貴族の世論を通じて、従としては「ステーツマン」や雇用者階級との個人的接触を通じて、ハリスンらは「精神的な」影響を行使することが可能になる。それは、「精神権威」と、「効率」との結合であった。ハリスンら実証主義者たちは、「精神権威」として「世俗権力」に直接には関与しない。だが、コントの原則にのっとって、労働貴族の世論を指導することにより、労働貴族がいわば「精神権威」と「世俗権力」との媒介をはたし、「世俗権力」の効率化が進む。また、部分的には、「ステーツマン」や雇用者階級に直接働きかけ、その結果、「世俗権力」の「効率化」がますます可能になる。この場合、いずれにしても、ハリスンは自分たち実証主義者たちが、コントのいう「精神権威」として、その理想的な精神改善を行いつつ、「世俗権力」の効率化を進めることができる、と予想していた。1867年までのハリスンはこのようにして、コントの「精神権威」と、「世俗権力」の「効率化」を結びつけようとする議論を繰り返していたのである。

- 1) たとえば, Frederic Harrison, 'A Comteist Reply to an English Radical,' *Commonwealth*, 19 May 1866.
- 2) Richard Congreve (1818-1899). ラグビー校からウォダム・カレッジに進み, 1844年, 同カレッジのフェロー。在学中からコントを読み, 1849年から1856年まで3回コントに会う。ウォダム・カレッジでハリスン, ピーズリー, ブリッジズを指導。1854年, コント主義者であることを宣言し, 同時に従姉妹のマリア・ベリーと結婚。1855年からロンドンで家庭教師で生計を立てつつ, コントの研究, コント思想の普及活動をはじめ。医学もおさめ, 「王立医師協会」のフェローとなる。1867年, 「ロンドン実証主義協会」を設立し, その会長に。1878年, 人類教に比較的慎重なハリスンらと対立し, 同協会を脱退, 分派を作る。実証主義の「ファンダメンタリスト」の指導者。1891年より, ウォダム・カレッジの名誉フェロー。伝記的事実は, *Dictionary of National Biography* を参照。
- 3) Edward Spencer Beesly (1831-1915). ウスター州出身。マン島のキング・ウィリアム・カレッジから, ウォダムへ(1849)。1860年, ロンドン大学歴史学の教授に就任。ハリスンらとともに労働組合運動の擁護者となる。1864年, 「国際労働者協会」International Working Men's Association 創立大会の議長をつとめる。1885年, 86年の総選挙で自由党候補者としてアイルランド自治を訴えるが落選。1893年, 大学教授を辞して『ポジティヴィスト・リビュー』の編集長となる(1893-1900)。1869年, 実証主義者のヘンリー・クランプトン Henry Crompton (1836-1904) の妹, エミリーと結婚。イギリス実証主義者のうちもっともラディカルな一人で, カール・マルクスとの親交は有名。自伝, 伝記ともにないが, 代表的研究文献として, Royden Harrison, 'Professor Beesly and the British Working Class Movement,' in Asa Briggs and John Saville (eds.), *Essays in Labour History* (London, 1960), pp.205-44.
- 4) John Henry Bridges (1832-1906). ウォーリックシャー出身。ラグビー校からウォダムへ(1851)。オリエール・カレッジのフェロー(1856), 医学を学ぶ。従姉妹のスーザンと結婚し(1860), オーストラリアに移住するが, スーザンが死去し, すぐイギリスに戻る。1869年, コントが禁じていた再婚をし, 波紋をよぶ。1860年代は, ブラッドフォードをはじめとするイギリス北部で医師をつとめ, 1870年代から, 地方自治省のロンドン医療視察官(1898まで)。伝記として, M. A. Bridges, *Recollections of J. H. Bridges* (London, 1908); Susan Liveing, *A Nineteenth Century Teacher: J. H. Bridges* (London, 1926).

- 5) Richard Congreve *et. al.*, *International Policy : Essays on the Foreign Relations of England* (London, 1866 ; 2nd ed., 1884).
- 6) コントは、フランスでの経験から、ジャーナリズムは実証主義に敵対的である、として、ジャーナリズム活動を禁止し、世論形成には「パンフレット」と「ブラカード」で十分である、とした。コングリーヴら「ファンダメンタリスト」はそれを比較的忠実に守り、新聞や定期刊行物への執筆を控えていた。Richard Congreve, *Auguste Comte on Journalism* (London, n. d. [1893]).
- 7) ハリソンはブライトの選挙法改正を支持しようとしたのだが、ロンドンの労働者たちが「ブライトと彼の階級を嫌悪し、恐れている」事実直面し、選挙法改正運動の拡大に失敗する。Frederic Harrison to E. S. Beesly, n. d. [1858], *Frederic Harrison Papers* 1/5, British Library of Political and Economic Science (FHP, henceforth).
- 8) Frederic Harrison, *The Political Function of the Working Classes* (London, 1868), p.15.
- 9) Frederic Harrison, 'Foreign Policy,' *Questions for a Reformed Parliament* (London, 1867), ch. vii, p.258.
- 10) Frederic Harrison, 'The Political Action of Working Men,' *Bee-Hive*, 30 Jan. 1864.
- 11) たとえば以下を参照。J. H. Bridges, 'The Commonwealth,' *Commonwealth*, 24 Feb. 1866 ; *idem*, 'Republicanism,' *ibid.*, 24 March 1866.
- 12) Frederic Harrison, *The Republic*, p.38, FHP, 2/2.これはフレデリック・ハリソン・ペーパーズにあるハリソンの講演会草稿である。タイトルの横に 'Democratic Club, 1870' とハリソン自身による書き込みがあること、1871年2月にハリソンが書簡の中で「共和制」についての講演を行ったことに触れていること（「先日、バーモンジー Bermondsey [ロンドンのテムズ河南岸にある地区] の皮革製品販売業者 leather sellers が作っている急進主義のクラブで、共和制について講演をした（草稿つきの講演会である）。」 Frederic Harrison to John Morley, 20 Feb. 1871, FHP, 1/53), 本文の内容などから、1870年末、遅くとも1871年初頭に書かれた可能性がきわめて高いと思われる。なお、以下、本草稿を引用するときに付すページ数は、ライブラリアンによって本草稿に打たれているページ数である。
- 13) Frederic Harrison, 'The Revival of Authority,' *Fortnightly Review*, Jan. 1873, p.16.
- 14) Frederic Harrison, *Order and Progress*, *op. cit.*, p.95, 96.
- 15) Auguste Comte, *Système de politique positive*, tome i (Paris, 1851) ; translated by J. H. Bridges, *System of Positive Polity*, vol. i (London, 1875), ch. iii.
- 16) Auguste Comte, *System of Positive Polity*, *ibid.*, p.120.
- 17) *Ibid.*, p.160.
- 18) *Ibid.*, p.108.
- 19) *Ibid.*, p.119.
- 20) *Ibid.*, pp.108-111.
- 21) Auguste Comte, *Système de politique positive*, tome iv (Paris, 1854) ; translated by Richard Congreve, *System of Positive Polity*, vol. iv (London, 1875), pp.300-301.
- 22) *Ibid.*, p.329.
- 23) *Ibid.*, vol. i, pp.160-163.
- 24) *Ibid.*, vol. iv, pp.387-407.
- 25) *Ibid.*, pp.427-430. コントは、「[フランスの] 共和制の拡大を阻止する」ための戦争政策を放棄した点に、イギリスの貴族階級の評価を求めている。あるいは、1854年には明白になっていた英仏接近を念頭に置いているのかもしれない。

- 26) Richard Congreve to John Bright, 27 September 1866, cited in Royden Harrison, 'Professor Beesly and the British Working-Class Movement,' *loc. cit.*, p.222.
- 27) J. H. Bridges, 'Republicanism,' *loc. cit.*
- 28) Frederic Harrison, 'The Positivist Problem,' *Fortnightly Review*, Nov. 1869, p.486.
- 29) Frederic Harrison, *Order and Progress*, *op. cit.*, pp.14-15.
- 30) Frederic Harrison to E. S. Beesly, n.d. [1866], FHP, 1/11.
- 31) 「十時間法についての君の立場はブライトの立場と同じではないかと思う。僕はその立場はとらない。僕は経済学を拒否する。」 Frederic Harrison to E. S. Beesly, n.d. [1858?], FHP, 1/5.
- 32) たとえばハリスンは、南北戦争の北部支持運動のときに『自由』と『共和主義』への共感という偉大な共通の基盤のもと、製造業者の党派の指導者たちが、率直に協力してきたこと」を労働者は忘れられないだろう、と言っている。Frederic Harrison, 'The Political Action of Working Men,' *loc. cit.*
- 33) E. S. Beesly to Henry Crompton, 5 April 1865, E. S. Beesly Papers, University College (ESBP, henceforth).
- 34) Frederic Harrison to E. S. Beesly, 2 June [1865], FHP 1/15.
- 35) E. S. Beesly to Henry Crompton, 26 Oct. 1865, ESBP.
- 36) たとえば、Frederic Harrison, 'Our Foreign Policy,' *loc. cit.*, p.253.
- 37) Frederic Harrison, 'Workmen's Representatives,' *Bee-Hive*, 2 Nov. 1867.
- 38) 本論文1節註4末尾の『フォートナイトリー』論文は、息子のブラッシーの議論に触発されたものである。
- 39) Frederic Harrison, 'Workmen and the Elections,' *Bee-Hive*, 31 Jan. 1874. ここでもハリスンは「真の労働者党」を呼びかける一方、これら資本家への投票も奨めている。
- 40) 労働貴族についての概略的な説明については、以下を参照。Robert Gray, *The Aristocracy of Labour in the 19th Century Britain, 1850-1900* (London, 1981).
- 41) Royden Harrison, *Before the Socialists*, *op. cit.*, ch. vi.
- 42) Frederic Harrison, 'The Good and Evil of Trades' Unionism,' *Fortnightly Review*, Nov. 1865.
- 43) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *Fortnightly Review*, March 1867, p.277.
- 44) ただし、以下の引用文で言う場合、その指導者が組合の書記など、労働者の指導者を指している可能性はきわめて高いとはいえ、資本家を指して言っていると解釈できる可能性もないわけではない。
- 45) Frederic Harrison, *The Political Function of the Working Classes*, *op. cit.*, p.14.
- 46) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *loc. cit.*, p.277.
- 47) E. S. Beesly to Frederic Harrison, 21 June 1867, ESBP.
- 48) Frederic Harrison to E. S. Beesly, n.d. [1864?], FHP, 1/10.

### Ⅲ residuum, 貴族, 君主の発見: 1867年における転換

しかし、かりに一般に1867年までは政治的変革の可能性について語られた時期であったとすれば、1867年以降は、それにかわって、政治の安定的な現実が顔を現した時期だと言っていいだろう。1867年までは、急進派や労働者は、労働者に選挙権を与えれば、政治改革は急速に進

むと考え、他方保守派の多くは、選挙権の拡大はイギリス憲政の崩壊になる、と恐れた。だが、選挙法改正が成立し、1868年に総選挙が行われてみると、その結果はグラッドストーンを中心とした自由党の圧勝であり、労働者自身はまったく選出されなかった。それどころか、労働者の選挙法改正団体「選挙法改正連盟」Reform Leagueは、1868年総選挙では、自由党の集票機関になってしまった。また、労働者との連帯を訴えて立候補した、主として大学出身の知識人たちも、総選挙で惨敗することになる。期待と恐怖が交錯した政治的な不安定感は、政党政治の確立によって徐々に消滅してゆくのである<sup>1)</sup>。

政治にたいする熱意が冷却化したのは、実証主義者の間でも、ある程度、言えることだった。実証主義者の間では、ビーズリーがもっとも活発に、選挙法改正の機会をとらえて、それをイギリス政治の制度的な変革に用いようとした。1867年の秋ごろ、彼は、労働組合を基盤とする独立した選挙戦を労働組合員によびかけた。労働者は、無条件に中産階級の候補者に投票してはならなかった。それが許されるのは、ブライト、ミル、グラッドストーンら例外だけであった。労働者は、自らの代表を議会に送り、労働法の整備、婦女子の労働制限、直接税の増大、国家による初等義務教育などの立法を進めるよう、ビーズリーは訴えたのである<sup>2)</sup>。これは、事実上、イギリスの政党政治の地図を塗り変えようとする試みであった。ブラッドフォードに在住していたブリッジズは、下院廃止というかつての主張を改め、ビーズリーに協力した。さらにハリスンもまた、この「実に素晴らしい」プログラムへの賛意をビーズリーに伝えている<sup>3)</sup>。だが、「改正連盟」が自由党の選挙補助機関に転じたこともあり、ビーズリーのプログラムは「ジャンタ」に受け入れられず、頓挫する<sup>4)</sup>。1868年総選挙は、ビーズリーにとっては、幻滅以外の何物でもなかった。選挙の直前に彼はこう書いている。「総選挙で労働者問題が争点にならないことは、もはや明白です。候補者たちは、わざわざ労働者に媚を売ろうとさえしません。」その彼に残された期待は、造船業者で労働組合批判のキャンペーンをはっていたジョウゼフ・サムダ Joseph Samuda らを落選させ、かわりに、一部の労働者の候補者を当選させることだけだった<sup>5)</sup>。

フレデリック・ハリスンもまた、政治にたいする期待感を冷却させることになる。1867年と1868年に彼が選挙法改正や総選挙について発表した論文や投書は、せいぜい数点にしかすぎない。その内容も、以下述べるように、基本的に以前のものを踏襲しつつも、政治的変革に一定の限界があることを強調するものが多くを占めるようになる。1868年の総選挙にたいしても、ハリスンは熱狂的にはなれなかった。彼は自由党から立候補を奨められたが、知識人の政治参加を禁止するコントの主張にのっとり、それを拒否した<sup>6)</sup>。実証主義者であるゴドフリー・ラシントン Godfrey Lushington<sup>7)</sup>を含め、彼の友人の大学出身者の知識人は多数立候補したが、その大半は落選してしまった。さらに、選挙戦それ自身が、ハリスンにとっては迷惑なものであった。彼の法律事務所には、「労働者を相手にする秘訣」を聞き出そうとする立候補者たち

が連日のように押しかけ、これに「うんざり」したハリスンは、「奴らはなんと愚かなことか！なんとウブで下品なことか！」とまで言っている<sup>8)</sup>。ハリスンの主たる関心は、すでに、政治の改革から、労働組合の合法化に移っていたと言うこともできる。1867年の2月に彼は「王立労働組合委員会」のメンバーに選ばれ、イギリスの労働組合を合法化するその「少数派報告」を1869年に書きあげることになる。その委員として、彼は、政治的態度を鮮明にしづらい立場にあり、時間的余裕もなかっただけではなく、政治にたいする積極的な関心そのものが後退していたとも言えそうである。

だが、ハリスンが残したそれほど多くはない論文などから、政治にたいする消極化という言葉で要約される以上の意味を読みとることも、おそらく可能ではないかと思われる。それは、ハリスンが、この時期を境にして、イギリスの社会的、政治的、精神的な「現状」*status quo*が予想以上に強力であることを認めはじめたことだ、と言ってよい。むしろ、1867年に至るまでも、ハリスンら実証主義者たちは、「現状」の破壊や転覆はまったく望んではいなかった。また、1867年以降も、「現状」が漸進的に変えられうる、という期待を捨て去ったわけではない。しかし、かりに1867年以前は、労働貴族、開明的な雇用者階級、その代表たる「ステーツマン」という、比較的新しい要素が、実証主義者が主導する精神変革によって、「現状」を徐々に改革してゆく、という見通しが語られていたとするならば、そのような楽観的な見通しは、1867年以降、しだいに背景へと退いてゆくことになる。それにかわって強調されるのは、労働貴族の力の限界であり、開明的雇用者ではない、貴族や、君主の存在であり、また、「知的な同意」としての世論がまだ未成熟であるという認識である。

まず労働貴族についてであるが、第一に、ハリスンが私的な書簡などでは、個々の組合員にたいしてそれほど高い評価を下しているわけではないことに、注意をうながしておく必要があるだろう。彼が労働貴族の中でも反「ジャンタ」派のジョージ・ポッター George Potter (1832-1895)を嫌悪してたことは有名だが<sup>9)</sup>、「ジャンタ」派の人物にたいしても、『コモンウェルス』の運営が不手際だったとしてハウエルを非難したり、選挙法改正の成立を祝うパーティのチケットを強制的に売りつけにきたことで、ポッターとともにクリーマー W. R. Cremer (1838-1908)を「無節操な盗人」とまで呼んでいる<sup>10)</sup>。

しかし、第二にそれ以上に重要なのは、個々の労働組合員にたいする評価とは別に、労働組合員は全体として、積極的でなないにせよ、「現状」を追認している、とハリスンが認めはじめたことである。1864年にハリスンはまだ、「教育を受けようとする労働者の欲求」について語ることができた<sup>11)</sup>。しかし1867年以降になると、ハリスンは、「かりに労働者たちが国民教育を望んでいないとしても、それにたいする反発をもっているわけではない。」という言い方をしなくてはならなかった<sup>12)</sup>。ハリスンは、労働者は「現状」を今のところ追認しているが、それはけっして「現状」の積極的な承認ではなく、彼らはそれを変革する潜在的な能力をもつ

ているのだ、と主張するが、むしろ、これは、「現状」が強固であることを前提とする議論である。ハリスンは言う。たとえば労働者は、けっして財産の破壊を望まない。彼らは財産にたいして「深く、健全な尊敬心」をもっている。

財産だけではない。わが国の社会制度を支えるいくつかの大きな柱についても同様である。労働者階級は、女王にたいして、真の尊敬心をいだいている。しかし、制度としては、君主制は彼らにとって、たんなる一事実であって、神の定めではない。彼らは、コンスティテューションにたいして不満をもっているわけではない。しかし、彼らはコンスティテューションにたいして積極的な信仰や、コンスティテューションが自分を救ってくれるという信仰をもっているわけではなく、これからもたないだろう。労働者たちは「現状」*status quo*を受け入れている。そして、それこそ、コンスティテューションの目的なのだ。国教会などその他のものたいしても、まったく同様である。

むしろ、かりに彼らがこういった「制度」を受け入れたとしても、彼らはその「制度」に組みこまれてはいない。彼らにとって「制度」は、「態度未定の問題」*an open question*なのである<sup>13)</sup>。しかし、そうだとすれば、労働貴族が有権者となっても、彼らが「現状」の変更を望まない以上、それはせいぜい潜在的な変化を生みだすにすぎなくなる。かつてハリスンは、労働者が参政権を行使すれば、政治指導者が政治権力を行使するときの精神が異なってくる、という意味で、労働者の政治参加は「間接的」である、と主張していた。しかし、今やハリスンは、一方でその主張をくりかえしつつ、他方では、そういった意味での精神的変化さえ今はまだ潜在的であるにすぎない、という主張を微妙に付け加えてゆく。

すべての状況は変化しはじめたばかりだ。なるほど労働者たちは世の中を一変させるような巨大な思想を受け容れることができる。だが、そういった思想はまだ登場していない。そういった思想の形成はこれからだし、少なくとも、その普及はこれからである。なるほど、労働者たちは、指導者にたいする偉大な忠誠心をもっている。だが、そういった指導者たちは、まだ揺りかごか、学校にいる段階なのだ。なるほど、労働者たちは、活発な行動をもとめる生まれながらの本能をもっている。しかし、現在のところでは、保守主義がもつ社会的な力が支配的なのだ。[…]

そこで、この巨大な変化〔選挙法改正〕のさまざまな特色を要約すると、こう言っていだろう。それは直接的ではなく、間接的である。今日明日ではなく、将来の問題である。表面ではなく、背後に隠れている。一言でいうと、これは精神的な変化である。昔と同じ人々が、あるいは昔とほとんど同じ人々が、しばらくの間は下院を占めることになるだろう。ただし、下院に選ばれる条件は以前ときわめて異なり、また、彼らの責任感も変化する<sup>14)</sup>。

さらに、労働貴族が「態度未決定の問題」として「現状」を消極的に承認しているだけでは

ない。労働貴族は、労働者階級の中で全てではない、という意味でもまた、彼らの力には限定がある。選挙法改正による労働貴族以外の労働者の一部にまで参政権が及ぶことは、当時さまざまな議論を呼んでいたが、ハリスンもまた、労働貴族以下の有権者——当時の言葉では、いわゆる「残余」residuum——が参政権を行使すること、とくに、それが保守党利害と結合することを恐れていた。彼ら「残余」は、理想化された場合の労働貴族とちがいが、「知的な同意」である世論に影響されて投票するのではない、とハリスンは主張する。

新しい有権者になると思われる多くの人々が、平均的な都市労働者よりも今のところ知性の面で劣っており、腐敗や、脅しや、表面的な虚飾によって動かされる可能性があることは、疑いようがない。おそらくここの二回の選挙結果では、選挙法改正で買収の範囲が縮小するというより拡大したことが、明らかになるだろう。そして、富と地位をもった多くのトーリー党員のエネルギー、惜しげもない出費、個人的な富の力によって、1869年〔次期総選挙がこの年に行われると予想されていた〕に保守党が第一党になる可能性もある<sup>15)</sup>。

では、労働貴族が消極的ながら承認している「現状」を構成し、強化するものは何か。あるいは、「残余」にたいしては買収もふくめたさまざまな方法でこれを取りこもうとする、イギリスの「保守主義」とは何か。ハリスンによれば、この保守的な「現状」を支える大きな二つの柱は、貴族と、君主である。

まず貴族であるが、むろんハリスンは、保守党や地主利害にたいする一貫した批判者であった。長子相続など土地の「人為的集積化」を推進するすべてのものを立法で廃止すること、あるいは、土地課税の拡大などは、むしろ、ハリスンの政治改革プログラムの中心にあるものだった<sup>16)</sup>。また、彼は、イギリスの政治的、社会的実権を把握しているのがブルジョアであることも否定しないし、むろん、その実権を貴族階級に戻すべきだと主張しているわけでもない。個々の貴族にたいしても、ハリスンは容赦なく批判をあげた。たとえばシャーフツベリー伯爵 Earl of Shaftesbury (1801-1885) は、ハリスンによれば、その所領内の農地で子供たちが「家畜のように」動かされているのを放置しておきながら、煙突掃除の児童を保護しようとした、一種の偽善者であった<sup>17)</sup>。

しかし、だからといって、貴族は単なる封建制の遺物として、簡単に排除できるものではない。この点で、実証主義者の認識は一致していた。それは、貴族階級と中産階級の合同化がイギリスの特徴である、と実証主義者たちには思えたからである。たとえばビーズリーは、今では中産階級が狩猟などライフスタイルの上で貴族を模倣していることも含めて、イギリスでは中産階級と貴族階級の合同化が進行している、と指摘する<sup>18)</sup>。この合同化は、ビーズリーにとっては、「プロレタリアート」にとっての階級闘争がますます苛酷になることを意味していた。というのも、「社会の古い各種の分割線はほとんど消滅した」が、「今や、ただ一つの分割線だけが残っている。つまり、日々の賃金のために働く人々、つまりプロレタリアートと、社会の

それ以外のメンバーすべての間の分割線である。警察、兵士、行政官といった装置は、労働者以外の二つの階級〔中産階級と貴族階級〕の手中に握られており、労働者を叩き潰すために容赦なく使われうるのだ。』<sup>19)</sup> 貴族は今や中産階級と合体して「プロレタリアート」に敵対しているからこそ、単に封建制の遺物として容易に排除できるものではなくなる。ビーズリーが念頭に置いていたのは、たとえば、当時、選挙法改正にたいする批判をくりひろげていた『スタンダード』Standard（保守系日刊紙）の背後にいたクランボーン卿 Lord Cranborne（1830-1903、のちの保守党首相ソールズベリー）であった<sup>20)</sup>。

ハリスンもまた、労働者との物理的対決はビーズリーほど強調しないものの、貴族階級と中産階級との一体化の現象に注目する。むしろ、貴族階級と中産階級の間には闘争があった。ハリスンによると、1832年までは、支配階級 the governing class、つまり真の貴族階級 a true aristocracy が、議会および執行部を把握してきた。だが、1832年の第一次選挙法改正によって、平民 the popular element は議会に入ることが許された。その結果、議会と執行部にたいする貴族の支配権は、事実上、貴族階級の手中からすべりおちることになった。「政治的に貴族階級は地位を得てはいるが、支配はしていない。彼らが君主にたいして行ったことが、彼らにたいして行われたのだ。彼らは、君臨はしているが、統治はしていないのだ。」<sup>21)</sup> だが、中産階級とブルジョアの支配権が確立したとはいえ、両階級の間には、闘争ばかりが存在したのではない。1832年の時点でさえ、富をもった中産階級を議会に迎え入れることにたいしては、「貴族階級のエリートの暖かい支援」があった<sup>22)</sup>。さらに、今日、選挙法改正運動が盛んになっているとき、「貴族階級と金権階級は、相互に通じあって」もいる<sup>23)</sup>。だが、ハリスンがもっとも強調することになるのは、ブルジョアを中心とする「産業化社会」と、貴族階級の存在は、かならずしも矛盾しない、ということだった。なるほど、イギリスでは「名門家族」とその「世襲的な富」の影響力は大きい。だが、それはイギリスが「産業化社会」であるという原則を覆すものではなく、家柄、世襲財産という貴族としての特色を保持しながら、「産業化社会」中に吸収されてゆく。

あらゆる社会では、とくに産業化社会では、富は力である。富はある意味では、能力のあらわれでもある。われわれのような産業化社会では、富はたいてい、勤勉、洞察、能力、判断力が作りあげるものであり、こういったものがなくては、すぐに雲散霧消してしまう。なるほど、世襲財産を得たり、富を偶然手にいれた人は、力を手にいれるために他の人よりも有利なスタートを切っている。そして、富と家柄がある程度そろわないと、わが国では政治権力にほとんどありつけない仕組になっている。しかし、わが国では、富も家柄も、たんに有利なスタートを与えるにすぎない。そのどちらも、他の何の助けもなかったら、政治的な影響力を与えることも、それを維持することもできない。家柄などというものは（富もなく個人的能力もないときには）、政治的な価値はゼロである<sup>24)</sup>。

かくして、ハリスンは、イギリスの支配階級はたしかに基本的にはブルジョアなのだけれども、それはけっして純粋に中産階級だけの支配階級なのではなく、そこには、歴史的に貴族階級の要素が混入していることを、しだいに認めるようになる。それゆえ、イギリスを支配している富の力は、新興の資本家階級の富の力だけではなく、より複雑なものになる。イギリスは「富をもった諸階級」が支配しており、「富や、習慣や、伝統や、技術など、日々の生活を支配するあらゆる形式と影響力が、この形は曖昧だが確固として存在する階級に、確固とした、しかし形は曖昧な支配権を与えているのである。」(傍点引用者)<sup>25)</sup>

これは、世論を通じた「道徳化」によって政治を変えようとする実証主義者にとって、好ましい事態であろうか。1867年までのハリスンは、この点についてはまだ楽観的であった。1867年以前にも、彼は一度、1865年の総選挙の前に、イギリスの支配階級の力が複雑であることを指摘していた。彼は言う。イギリスの「農業、工業、商業の支配者たちがもつ巨大な富、偉大な伝統、そして長期間の経験は、ずっと支配力を維持しつづけるだろう。彼らは圧倒的な社会的威信と、深く根づいた現実の力を所有しており、おそらく、その多くは、支配する正当な権利をもっている。」(傍点引用者)だが、いったん選挙法改正が行われれば、彼ら支配諸階級は、「できるだけ有能な人物」を支配者につけ、「完全に注意深く、目配りのきいた、勤勉で、賢明な精神」で統治することになるだろう、とハリスンは予測する<sup>26)</sup>。だが、このような楽観は、1867年以降、薄れてゆく。1867年以降の彼にとって、支配諸階級の支配は、そのまま、精神的再生がかならずしも容易ではないことを意味していた。「力と富」が選挙を支配するとは、とりもなおさず、「腐敗選挙区や、買収制度や、指名制度や、選挙による金儲け」がなかなか消滅しないことや、「地位」が「古くからの魔力を発揮し」、「各種利害が選挙区を分断する」ことであった<sup>27)</sup>。また、先ほど引用したように、「富と地位をもった」多くの保守党員たちには、たつては、「残余」の階層を買収によって抱きこむと予想されていた。かくして今やハリスンは、実証主義による社会的、精神的改革が進行するという予想に安住することができず、このような「富と力」の支配を前提とせざるをえなくなったのである。だが、この強固な「現状」も、もう一つの支柱がなければ、たやすく崩壊していたであろう。その「現状」を「聖化」する巨大な支柱は君主制 monarchy<sup>28)</sup>である。

むろん、実証主義者は、ヴィクトリア女王個人や、君主制の強力な批判者であった。当時ヴィクトリア女王は、夫の死去(1861)のあと、公的生活から一種の引退状態にあったが、これは、ハリスンに言わせれば、「国家の長が公的職務から著しく逸脱」していることであり、このような女王の態度は、公的地位にある者が世論によって統制され、公的責任のもとで行動できない、イギリスの政治体制の象徴でもあった。つまり、イギリスの政治体制は、「中央の大きなフィクション〔女王〕のまわりに小さなフィクション〔議会、内閣など〕がネットワークを作っている」のであり、これは、「すべての点にわたって威厳、効率 efficiency、活力をもつ」

アメリカ合衆国の大統領制度と好対照をなすものだった<sup>29)</sup>。さらに、1863年、皇太子がデンマークの王女と結婚した機会にピーズリーが述べたように、君主は、社会的には、産業化社会では許容すべきではない怠惰の象徴であった。ピーズリーは言う。

事実はこうである。王室は、政治的には無力であるけれども、あるいはほとんど無力であるけれども、社会的には非常に強力で、かつ有害なものである。わが国の労働者たちが侮辱を感じるのは、政治的権利を与えられないことにたいしてというより、労働が、とくに肉体労働が蔑視されていることにたいしてなのである。イギリスでは、怠惰であることが良いことなのだ。どの階級も、下の階級を見下している。というのも、下の階級になればなるほど労働を必要とし、消費は少なくなるからだ。爵位をうけた貴族階級の組織全体と、その長としての君主は、この有害な傾向を聖化しているのである<sup>30)</sup>。〔傍点引用者〕

このように、労働者階級の新聞などで君主制を批判していた彼らは、たしかに、イギリスを代表する共和主義者と呼びうるものであった。実際、1870年代初頭のイギリス共和主義運動は、彼らを抜きにしては、語れないであろう<sup>31)</sup>。

しかし、実証主義者たちが君主にたいして、そのたんなる否定、批判、廃止を訴えていたと理解すれば、おそらく誤りとなろう。彼ら、とくにハリスンは、君主にたいして、より複雑な感情を抱いていたと思われるからである。なるほどハリスンは、イギリスの政治が世論と公的責任のもとに置かれなないのは、イギリスの国家の長が「閑職」*sinecure* だからであるとして、その君主の地位の究極的な廃止を訴えつづけた<sup>32)</sup>。だが、その一方で、すでに1860年代から、ハリスンは君主にたいしてもっと陰影に富んだ態度を示していた。たとえば1866年に選挙法改正の集会がセント・ジェイムズ・ホールで行われ、「理論上は共和主義者」である労働者たちの前で下院議員のアクトン・エアトン *Acton Ayrton* (1816-1886) が女王を批判し、同席したブライトがエアトンを再批判したとき、ハリスンは労働者とともにブライトの雄弁に感銘して、集会後、労働者たちと腕を組みながらリージェント・ストリートを行進し、「ゴッド・セイヴ・ザ・クイーン」を歌ったという<sup>33)</sup>。さらに、君主と君主制にたいする一種の愛着は、このようなエピソードにとどまるものではない。同年に彼が発表した「イギリスとフランス」という論文で彼は、ヨーロッパの安定の象徴として、イギリスの王室をあげている。

イギリスの君主は〔…〕、ローマ帝国が跡形もなくなり、カペー家〔フランスの王家。広い意味ではブルボン家を含む〕が崩壊した今となつては、あらゆる歴史的伝統の最も偉大な中心である。一言でいえば、イギリスは、秩序感、国家的安定、確固とした法、そして歴史的安定を代表し、また大陸のそういったものを支持する、と思われているのである<sup>34)</sup>。

つまり、イギリスはヨーロッパの中で「古くからの諸権利を維持し、無用な変化にたいして抵抗すること」を代表し、そのイギリスを象徴するのが、君主なのである<sup>35)</sup>。

この変化への抵抗、つまり「現状」を維持することに君主制の基本的な役割がある、という

考えは、単に政治的無責任や、社会的な怠惰の象徴としての君主という分析より、さらに一歩進んだものであった。1870年代に入ると、ハリスンは、先に引用したビーズリーの君主論をさらに発展させて、こう言う。

[...] 君主制を支持する重大な議論は、すべて、ここに帰着する——現に君主制は存在している。そして、これは、実に手強い議論なのだ。実をいうと、君主制を勝手にいじることにはたいして、これは決定的な反論になるのである。[...] 誰も皆、君主制が無いにこしたことはない、と理解できる。しかし、君主制にまつわる多くの関係 associations は非常に大きく、また、それがなくなったときに引き起こされるであろうショックは余りに大きいので、われわれは君主制には手をつけない方がいいのだ。君主制は、政治的にはゼロであるが、実は、イギリス社会のあらゆる局面と関係づけられているのだ。君主制は、「現状」 *status quo* を体現する。君主制はわが国の社会制度の根幹である。かくして、それ自体はひじょうに無意味なのだが、君主制はもっとも強力な象徴なのだ<sup>36)</sup>。

つまり、「政治的に君主制はさほど重要ではない。けれども社会的には、現在を聖化する。」<sup>37)</sup> (傍点引用者) すでに引用したように、ハリスンは、労働者階級が女王を認めているのは、それが「現状」だからだ、と論じていた。ほかの階級にとっても、君主制を承認するとは、「現状」を承認することにはかならない。まず「支配諸階級にとっては、君主制は、彼らが支配する権利を指し示すものである。」彼らは「君主制の神秘的な儀式」を利用することによって、「平民階級」を支配しているのだ。次に「富をもつ諸階層にとっては、君主制は、富への尊敬、贅沢への尊敬、怠惰な階級への尊敬を象徴するものである。」さらに、「上は資本家から下は最も小規模な小売商人にいたる、一言でいえば中産階級全体にとっては、君主制は、今のところ繁栄の象徴である。というのも、それは現在の秩序を代表しているからだ。」<sup>38)</sup>

かくして、労働者から支配階級までが作りあげている「現状」は、君主という制度によって「聖化」される。もはや実証主義者が直面する世界は、このような意味での「現状」でしかない。その「現状」そのものに手をつけないで、その象徴である君主制を廃止しても、まったくの無意味であろう。「かりにそうしたとしても、それは、富や、怠惰や、奴隷根性を廃位することにはならないだろう。」<sup>39)</sup> このように、1867年までのハリスンの希望は、君主制を頂点とする「現状」の前で大きな屈折を強えられることになったのである。

- 1) 「選挙法改正連盟」と自由党との関係については、Royden Harrison, *Before the Socialists*, *op. cit.*, ch. iv を参照。大学知識人と1868年総選挙については、以下を参照。Christopher Kent, *Brains and Numbers*, *op. cit.*, ch. iii.
- 2) Royden Harrison, 'Professor Beesly and the British Working-Class Movement,' *loc. cit.*, pp.228-231.
- 3) J. H. Bridges, 'The People's Programme,' *Bradford Review*, 14 Sept. 1867; Frederic Harrison to E. S. Beesly, 27 Sept. 1867, FHP, 1/14.

- 4) Royden Harrison, 'Professor Beesly and the British Working-Class Movement,' *loc. cit.*, pp.228-231.
- 5) E. S. Beesly to Henry Crompton, 18 Sept. 1868, ESBP.
- 6) Christopher Kent, *Brains and Numbers*, *op. cit.*, p.49.
- 7) Godfrey Lushington (1832-1907), 法律家, オール・ソウルズ・カレッジのフェロー。内務省に勤務。
- 8) Frederic Harrison to E. S. Beesly, 25 July [1868?], FHP, 1/15.
- 9) ハリソンは、ポッターが主催する選挙法改正祝宴会に自分の名を貸したことについて、「ポッターは嫌いなのだが、彼が話すことにしている人々や大義に背を向けたくないのだ」と説明している。Frederic Harrison to E. S. Beesly, 27 Sept. 1867, FHP, 1/14. (註3と同じ書簡)
- 10) Martha Vogeler, *Frederic Harrison*, *op. cit.*, p.84.
- 11) Frederic Harrison, 'The Political Action of Working Men,' *loc. cit.*
- 12) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *loc. cit.*, p.274.
- 13) Frederic Harrison, 'Transit of Power,' *Fortnightly Review*, August 1868, pp.377-378.
- 14) *Ibid.*, p.382.
- 15) *Ibid.*, p.377.
- 16) Frederic Harrison, 'A Scheme of Reform,' *Commonwealth*, 10 March 1866.
- 17) Frederic Harrison, 'The Suffrage, III,' *Bee-Hive*, 9 July 1864.
- 18) E. S. Beesly, 'The Middle Class and the Reform Bill,' *Commonwealth*, 12 May 1866.
- 19) E. S. Beesly, 'The Trial of Mr. Eyre,' *Bee-Hive*, 18 Aug. 1866.
- 20) E. S. Beesly, 'Pressure from Without,' *Commonwealth*, 7 April 1866.
- 21) Frederic Harrison, 'Transit of Power,' *loc. cit.*, p.386.
- 22) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *loc. cit.*, p.283.
- 23) Frederic Harrison, 'A Comteist Reply to an English Radical,' *loc. cit.*
- 24) Frederic Harrison, *The Republic*, *op. cit.*, pp.26-27.
- 25) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *loc. cit.*, p.278.
- 26) Frederic Harrison, 'Parliamentary Reform,' *Bee-Hive*, 1 July 1865.
- 27) Frederic Harrison, 'Transit of Power,' *loc. cit.*, p.381.
- 28) Monarchy ないし monarchy は基本的に「君主制」と訳した。ただ、以下節を改めて説明するように、ハリソンはすでにイギリスは「共和制」Republic だと判断しており、その「共和制」と必ずしも矛盾せずに並存できる存在として、Monarchy という言葉を用いているようである。なお、ハリソンが明らかに、「共和制」と対立する政体として Monarchy を使っているときは、「王制」と訳した。
- 29) Frederic Harrison, 'The Government Defeat,' *Bee-Hive*, 23 June 1866.
- 30) E. S. Beesly, 'Passionate Loyalty,' *Bee-Hive*, 7 March 1863.
- 31) 王室批判としての1870年代のイギリス共和主義運動については、とりあえず、Kingsley Martin, *The Magic of the British Monarchy* (Boston, 1962), ch. ii を参照。マーティンはハリソンが1872年に書いた論文「君主制」（以下註36参照）を「19世紀イギリス共和主義思想の頂点」と主張している (p.48) が、どの意味においてそうなのかは説明していない。なお、イギリスの王室ないし共和主義思想に関する研究史への批判として、以下を参照。Tom Nairn, 'Britain's Royal Romance,' in R. Samuel (ed.), *Patriotism : The Making and Unmaking of British National Identity*, vol. iii (London, 1989), pp.72-86.

- 32) たとえば, Frederic Harrison, *Order and Progress*, *op. cit.*, pp.28-29.
- 33) Frederic Harrison, *Autobiographic Memoirs*, vol. i (London, 1911), p.304. ここで言及されている集会在1866年のものだ, という点については, Martha Vogeler, *Frederic Harrison*, *op. cit.*, p.115.
- 34) Frederic Harrison, 'England and France,' in *International Policy*, *op. cit.*, reprinted in Frederic Harrison, *Realities and Ideals* (London, 1908), pp.1-64, p.38.
- 35) *Ibid.*, p.38.
- 36) Frederic Harrison, 'The Monarchy,' *Fortnightly Review*, June 1872, pp.632-633.
- 37) *Ibid.*, 634.
- 38) *Ibid.*, pp.632-33.
- 39) *Ibid.*, p.634.

#### IV 二つの「効率」と、二つの「精神権威」

では、このように強固な「現状」は、事実上、追認されてしまうのか。ある意味では、そうである。ハリスンによれば、まず何よりも求められなくてはならないのは、実証主義の普及である。「君主制の社会的、知的、道徳的帰結」は、議会が作る法律によっては消去できない。「社会的、道徳的、知的な救済策のみが、こういった帰結に対処しうるのである。」「[君主制を廃止する]精神的な準備をより完全に、より意識的にしないかぎり、真の共和的愛国心がないかぎり」、君主制の廃止は無意味であろう<sup>1)</sup>。したがって、おそらく遠い将来のこととなる実証主義の普及にいたるまで、「現状」を根本的に変革することはなくなってしまふであろう。ハリスン研究者の一人であるクリストファー・ケントが言うように、ハリスンは現実とコントの理想的制度とを和解させる方法を見出しえず、結局「一方ではコントの理想に立って現実を批判し、他方では現実を事実上容認するという、一種の二重の視点を暗黙のうちに受け容れる」ことになり、その意味で「政治からの退却」を示したと言うこともできるだろう<sup>2)</sup>。

しかし、ハリスンの「二重の視点」は、ケントが説明するよりも、あるいはもっと複雑なものであったかもしれない。つまり、それは、必ずしも「現状」の単なる追認ではなく、「現状」を実証主義の想定する理想的な状態へ移行させようとする、多くの試みを含んだものであったように思われる。そして、のちに説明するように、これは彼の「効率」概念も、彼の「精神権威」概念も二重であることと、おそらく対応している。

まずハリスンは、彼の考える理想的な政治、社会状態が、現実とは無縁の遠く離れた状態であるとは考えていない。それは彼の政体論によく表れている。ハリスンによると、ヨーロッパはすでに各国とも、あるいは全体としても、基本的には、ハリスンの考える理想的な政治的、社会的状態である「共和制」the Republicに移行している。では「共和制」とは何か。

ハリスンは1870年末ごろの講演でこう述べている。

「共和制」を決めるのは、国民 the Nation それ自体である。ある社会の中で活動する諸

階級が、長期的には最良の世論にしたがって国家 the State の全体的な行動を形成する力をもっており、この社会では、公共の諸力がコミュニティの利益のために用いられると認められており、またこの社会では、コミュニティ全体の利益が何よりも主要な考慮の対象となり、いかなる個人、階級、家族の利益もその上に來ることがないとき、ここに共和制が成立する。そして、(本当に人民の利益にしたがい、またその利益のために用いられる政府であれば)、政府の権力が大統領、国王、あるいは皇帝の名で行使されていても、ほとんど関係はない<sup>3)</sup>。

この基準を用いれば、「西洋」諸国は、すべて何らかの意味で「共和制」となっている。1867年までのハリスンは、この理念としての「共和制」が、実証主義哲学者、労働貴族、「ステーツマン」、新興雇用者階級により比較的容易に実現されると考えていた、と言っていいだろう。しかし、1867年以降のハリスンが強調するのは、他の国と同様、イギリスの「共和制」もまた、自国の過去の刻印を負った形でしか今のところ実現されていない、という見方である。

過去の影響力はどこでも強いものである。おそらくトルコは純粋な神権的王制の例にあげられよう。そして合衆国は、ほとんど純粋な「民主共和制」を形成している。だがこの両極端の間で政体は混合されるのであって、われわれは、特殊な性格に注目しなくてはならない。そしてイギリスは、一方では世襲的だが完全に無力な王室をもち、強力だが完全に産業化された貴族階級をもっているけれども、その本質的な特徴すべてにおいては、アメリカに負けないほど完全な「共和制」なのである。つまりイギリスは、世襲的な儀式指導者をもち、一種の会計事務所的な「産業化した」貴族によって統治されている「共和制」なのである<sup>4)</sup>。

したがって、イギリスを一言でのべるならば、それは「貴族的共和制」Aristocratic Republic となる。この言葉をハリスンは、1867年に初めて用いた。彼は言う。

イギリスは貴族的な共和制である。というのも、王制であるかのようなコンスティテューションをもち、また、投票権は平民にまで拡大されているけれども、富裕な諸階級が規律ある社会的な力をもっているからである<sup>5)</sup>。

その貴族的な影響力とは、前節で見たように、必ずしも実証主義の道德化を受け入れているような影響力ではない。むしろ、「残余」を買収するように、それは実証主義の理想とは反対のことをなすうる影響力である。ただし、それでも、イギリスが本質的に「共和制」であることは疑えない。貴族的な「現状」はたしかにあるけれども、その根底には、「共和制」が、つまり、世論により公的利益の推進をもたらす実証主義の普及が可能な政体と社会状態が整っている。ハリスンは、その「貴族的共和制」から夾雑物を取り去って、「共和制」を作りあげることを基本的な目標とする。「現状」をただ単に追認し、その一方で、それとはまったく別に「共和制」を夢想するというわけではない。

しかも、「貴族的共和制」を構成する貴族や、それを支える君主は、「共和制」の実現にたいして障碍になるだけで、可能であれば速やかに排除されるべきだけの存在ではない。ハリスンによれば、貴族や君主は、一定程度、「共和制」の実現に貢献する。

まず1867年前後からハリスンが強調しはじめたのは、貴族の名門の一部が覚醒して、イギリスの政治を再生させるかもしれない、という可能性であった。1868年にハリスンは「イギリスの歴史的な貴族」に期待して言う。

支配的な名門家族のうちの一つが頭脳と能力をもった人物を生みだし、彼が強力で民衆的なステーツマンになることは、まったくありえないことではない。そうすれば、多くの困難はなくなるし、また、わが国の伝統に沿うことになる<sup>6)</sup>。

そのすぐ後につづけて「そうならない場合には、つまり、支配諸階級が有能な支配者を出さない場合には、しばらくするうちに人民が自らその支配者を見出すことであろう。」と述べているように、ここでハリスンは、1867年までのハリスンの戦略と、貴族から自覚的に「ステーツマン」が出ることを対比させ、この二つの選択肢があることを強調している。ハリスンは、むしろ、実証主義者と労働貴族との連合を基礎とする選択肢が採用されうることを強調する。

いまやイギリスには、大革命以前の一世代のときにフランスに存在していたものが存在する。つまり、現存社会の根本的な再建を静かに進めてきている哲学者階級が存在する。そして、それとともに、大衆の中には、耐え難いほどの物質的な窮乏感がある<sup>7)</sup>。

だがこれは、貴族と「支配諸階級」にたいする一種の警告と読まれるべきだろう。というのも、それと同時にハリスンは、「かりにわが国を二世紀にわたって支配してきた貴族がまだ活力をもっているとすれば、貴族は、こういったこと〔イギリスの外交、内政の諸問題〕を直視し、イギリスの安全と、偉大さが将来どのようにしたら確保できるか、真剣に考慮するだろう。」と述べているからである<sup>8)</sup>。その一ページ前でハリスンが強調するように、貴族が何よりも直視すべきなのは、「イギリス政府の課題は日増しに深刻なものになっている。」ということであり、その根幹にあるのは、他国と比較した場合の「効率性」であった。つまり「ヨーロッパの他の国々は、たしかに抑圧的な国家が少なくはないけれども、そのすべてが少なくとも高度に科学的な完全性を備えた効率的な efficient 政府機構をもっている。」<sup>9)</sup>このような諸外国の「効率」に対抗することは、「貴族的」なイギリスでは不可能だとハリスンは言っているのではなく、場合によっては、その「貴族的」な性格を残したまま可能だと主張しているのである。

ハリスンの貴族への期待は、現実的な根拠がなかったわけではない。前節で述べたような事情の他にも、まず当時は保守党が政権を握っており、支配諸階級の中で貴族をとくに重視したのは、そのことと無縁ではあるまい。また、ハリスンが個人的に注目していた貴族をあげることもできよう。たとえば、以前に貴族院で自由貿易支持を打ち出し、のちに1870年からグラッドストーン内閣の蔵相に就任することになるグランヴィル伯爵 Earl of Granville (1815-1891) は、

ハリスンによると、よかれあしかれ産業化社会に適応した貴族の好例であった<sup>10)</sup>。さらにハリスンが好意を抱いていた貴族の例として、リッチフィールド伯爵 2nd Earl of Lichfield (1825-1892) をあげることもできよう。リッチフィールド卿は以前から労働組合に共感をもつ貴族として実証主義者の注目を浴びており<sup>11)</sup>、1867年以降は「王立労働組合委員会」でハリスンらに協力し、のちにハリスンの書きあげた同委員会の「少数派報告」に署名することになる。

さらに、貴族の間から「ステーツマン」が登場するだけではない。君主制もまた、基本的には「現状」を聖化するけれども、それは「現状」を変更する可能性を失っているわけではない。

まず、けっして高くはない可能性だが、国王が世俗指導者と良好な連合を組んで「現状」を変更する可能性がある。かりに「人物および状況」に恵まれたならば、「イギリスの君主の潜在的な諸力は測り知れない」であろう。

かりにビットール・エマヌエレ Victor Emmanuel [二世, 1820-1878, イタリア初代国王] のような君主や、あるいは、民間伝承でいう「正直な国王」のような君主が、カヴール公爵のようなステーツマンと緊密な関係を結べば、伝統ある国王の大権と、プランタジネット家およびチューダー家のページェントがもつ歴史的な威光は、新しい生命をもち、思いがけない能力を示すかもしれない<sup>12)</sup>。

かりにこのような国王が出現しなかったとしても、君主制には一定の利点があるだろう。その中心にあるのは、上記の有能な君主にとっても利用できる、「歴史的な魅力」である。つまり、

イギリスの君主制は、明らかに、真に歴史的な魅力に包まれている。君主制は、われわれがもつ他のいかなる制度にもまして、はるかに個人的で personal, 親しみをおぼえる制度である。また君主制は、ほかのいかなる制度にもまして、感情 sentiment に包まれた制度である。そしてその感情は、飾り気のない感情なのだ<sup>13)</sup>。

むろんハリスンにとって、最終的には形式としても君主制は廃止されるべきであった。「政治的教育と公共精神」が完全に進歩すれば、そのときは君主制の終焉する日であろう<sup>14)</sup>。だが、君主制の「歴史的な魅力」は、まず当面の間、国民に統一をもたらす。さらに、その統一のおかげで、イギリスは将来の純粋な「共和制」へ安定的に移行することができるであろう。

[...] より高尚な精神的灌養がなされていないとき、君主制は一部の人間にとって国の伝統を体現し、それを継続し、そして、われわれの歴史的生命にたいしてある種の統一を与える。この統一は、秩序と、内的発展のためには、きわめて好都合なものである。かりに共和制が王制の自然な後継者だと感じられない場合には、ちょうどフランスで何度も何度も例が見られるように、君主制はわが国の歴史に不自然な断絶をもたらすかもしれない。しかし、わが国の偽装された共和制は、おそらく、われわれに多くのことを教え、社会の平和的で自然な変容を可能にさせているのである<sup>15)</sup>。

したがって、ハリスンは「現状」をただ黙認し、それとはまったく無縁な実証主義の普及を理想としてかかっているのではない。「現状」の強固さを承認しつつも、その「現状」を前提とした改革の可能性——おそらく「保守的」と呼びうる改革の可能性——を求めはじめているのである。つまり、1867年までのハリスンは、世論、公的責任といった、純粋な「共和制」をモデルにした政治改革を求めていた。だが、1867年移行は、その「共和制」が「貴族的な「共和制」でしかありえないことに気づくにいたる。そこで、「共和制」をもたらしするための実証主義普及を主張しつつ、貴族、富、君主が影響力をもつ「貴族的共和制」という「現状」を前提とした、政治的改革のプランをたてるにいたるのである。

「共和制」と「貴族的共和制」の対比は、実は、ハリスンが二つの「効率」概念をもっていたこととおそらく対応する。つまり、実証主義の提唱する世論の改善、知的、道徳的改良と歩を一致させて進む政治の「効率化」と、そのような改善、改良が本質的に先延ばしになっているときに進めるべき「効率化」である。ハリスン自身がどこまで自覚していたかは不明だが、彼がこの二つの意味で「効率」を使っていたことは、たとえば、1875年に彼が発表した『進歩と秩序』*Order and Progress*の記述からうかがえよう。まず彼は、政治的変革の前に社会的、精神的变化が起きなくてはならない、というコントの説を紹介して、こう言っている。

コントの考える政治的機構の効率 efficiency のためには、あるいはそれが存在するためにさえ、まずそれより先に、市民と全体の世論の双方にたいする政治教育と、新しい社会的道徳の基準と、道徳化を担当するある種の機関の活発な作用が存在していなくてはならない<sup>16)</sup>。〔傍点引用者〕

ここで言われているのは、実証主義の普及と平行して、あるいはそれに遅れて実現する「効率」である。ところが、その数ページあとでは、政治権力の「効率化」が別の文脈で語られることになる。

コントによると、社会の政治的な再建は、道徳的再生のあとに来るべきであり、それに先行することはできない。したがって、現在の政治的行動の特色は、それが暫定的 provisional である、ということだ。ある種の政治的な必要は、多くの社会的必要とはちがって、時間的に急を要する。国家や社会というものは、解体しないようにすることがまず重要である。さもなくば、おそるべき結果を招くことになるだろう。公的な生活は先延ばしにはできないのだから、政府は存在しなくてはならない。さもなくば、われわれは、物質的な困難と混乱に陥り、道徳的、知的改善など、たんなるたわごとになってしまうだろう。〔…〕道徳、知性、精神の諸問題を最終的に解決することを先延ばしにしても、そういうものを解決しようとして過去が工夫してきたすべてのものを破壊する危険性はない。しかし、効率的な efficient 政府を先延ばしにすることは、これまでの世代が現在の安全と進歩のために確保してくれた物質的な達成を危険にさらすことになるかもしれないので

ある<sup>17)</sup>。

前の引用では、精神的改善を前提とする「効率」が語られている。だが、後の引用で語られているのは、その精神的改善とは独立して求められるべき「効率」である。つまり、後者で言われている「効率」は、何よりもまず世俗政府の解体を防ぐものである。というのも「[...]ある程度の秩序を確保する政府は、完全な混乱よりはましである。」からだ<sup>18)</sup>。かりに1867年までのハリスンが、実証主義の普及と歩を一致させて進む政府の「効率」を求めているという意味で、第一の「効率」を目指していたとすれば、1867年以降、ハリスンの中で徐々に重要になってくるのが、実証主義がかならずしも普及はしていない既存の精神的状態を所与のものとして、既存の政府の「効率」を求める、という第二の意味の「効率」なのである。

二つの「効率」概念はまた、二つの「精神権威」概念と対応すると思われる。

1867年までのハリスンの主張にしたがえば、政府の「効率化」は、労働貴族の「世論」に大きく依存していた。したがって、ハリスンらが労働貴族の「世論」を大きく左右できたかぎり、政府の「効率」は、「精神権威」としてのハリスンらが間接的に左右できるものだった。しかし、1867年移行、この主張は崩れてしまう。もはや政治を支配するのは、かならずしも「世論」の力だけではない。その前には、前節で述べたように、「保守的な」「現状」が立ちはだかる。むろん、ハリスンは、実証主義者として、知的、道徳的な状態の改善の中に政治的改革の究極的な根拠があることを否定できなかった。そのため、彼は、実証主義の「精神権威」として、終生にわたって「世論」の改善にとりくむことになる。だが、政治の「効率化」は、「世論」の最終的な勝利を待つわけにはいかない。その結果、彼はまず、上述したように、貴族や国王という「現状」が内部から変化することを期待する。1880年代以降、ハリスンはますます貴族、国王と和解してゆく。以下すぐ述べるように、彼が1890年代以降もっとも熱心に主張した政治改革は貴族院の改革であった。たしかに貴族院改革論の背後には、アイルランド自治法案に、のちには「人民予算」に抵抗することになる「保守的の利害」としての貴族院を解体する狙いもあるのだが、他方では、それはけっして貴族全体の否定ではなく、むしろ、「指導的な貴族の精神的影響力」<sup>19)</sup>を保持することが、その一つの目的となるのである。さらに、ヴィクトリア女王の死去と、エドワード七世 Edward VII (1841-1910) の即位 (1901) は、ハリスンと王室とのより良好な関係を開始するものであった。第一次大戦のとき、国王ジョージ五世 George V (1865-1936) は、ほとんどハリスンの偶像となった。ハリスンによると、陸軍を実際に指揮したジョージ五世は、アルフレッド大王以来、もっとも優れたイギリス国王であり、イギリス国民の「愛国心」「献身的態度」の象徴となった。このジョージ五世を生みだしたイギリス王室の「歴史的後光と、ロマンティックな伝統」があまりに魅力的であったため、第一次大戦後にハリスンは、何とか自らの「共和主義」と王室とを和解させようとし、国王を「連合コモンウェルスの世襲的支配者」the Hereditary Chief of the United Commonwealth と呼

ぶことを提案したほどであった<sup>20)</sup>。

同時に、1880年代以降、彼は自らを含めて、知識人が政治権力の内部に入ることを許容しはじめる。ここでは要約的にしか触れられないが、1880年代中葉には、ハリスンとピーズリーとともに、グラッドストンのアイルランド自治法案を支持するため、相次いで総選挙に立候補する。その結果はいずれも落選であったが、この立候補は、「精神権威」と「世俗権力」との分離をさだめたコントの規定からは、大きく違反するものであった。その背景としては、アイルランド自治法案の結果、知識人も国民もその賛否をめぐって分裂し、もはやナショナルな「世論」が成立しづらくなったことが考えられるだろう<sup>21)</sup>。さらに、アイルランド自治法案が失敗し、ハリスンらにとって「ステーツマン」たるグラッドストンが引退し、他方では、1884年の第三次選挙法改正の結果、下院の民主主義化——ハリスンによればセクト化——が進行した1890年代に入ると、ハリスンやピーズリーは、貴族院の改革を主張しはじめる。それは、一部の貴族を残しつつ、国王による一代貴族の創出により、「優れた公職経験者、有能な市民」を貴族院の主要な構成員にして、下院に対抗させる試みであった<sup>22)</sup>。その構成員は、国家、地方自治体の公職経験者や、公共的団体の指導者の他、「法律、科学、あるいはビジネスにおいて優れた人」という規定があるように、一部の知的エリートを含むものであった<sup>23)</sup>。また、ハリスン自身が望んでいたかどうか直接の証拠はないが、むしろこのような知的エリートは、原則として、ハリスンを含みうるものであった。実際、1910年のコンスティテューション危機のとき、首相アスキス Herbert Asquith (1852-1928) は非常事態に備えて新貴族の創出を考えていたが、その283名のリストの中には、ハリスンの名が含まれていたのである<sup>24)</sup>。

このように、「現状」が強固にある一方で、貴族、君主、あるいは知識人は、実証主義が彼らに割り当てた役割とは別の意味で、「現状」を変更しうる。それは、「指導的貴族の精神的影響力」(傍点引用者)という言葉に象徴されるように、多くの場合、政治を制度的に直接変えることによってではなく、人々の精神に何らかの影響を与えることによって、イギリスの政治を変化させる。しかも彼らは、実証主義哲学者がそうであるような意味で「精神権威」であるわけではない。そこでハリスンは、イギリスには、狭い意味での「精神権威」Spiritual Powerのほかに、小文字で書く、広い意味での精神権威 a spiritual power が多数いるのだ、と論じることになる。ハリスンはまず、「物質的な行動に影響するあらゆる形態の知的、道徳的影響力」が精神権威である、と、精神権威という言葉を広く解釈する。それは「精神的な——いや道徳化し *moralising*, 社会化する *socialising* 影響力」である。この広い意味のもとでは、主として知識人が、しかし、従としては一部の「貴族や国会議員」もまた確実に精神権威となる。とくに貴族は、「ここ七十年間にわたって、民衆的な改革と社会立法は、例外なく貴族の間に熱心な推進者を見出してきた。」として、賞賛されるのである<sup>25)</sup>。ただ、ハリスンが国王を小文字の精神権威と考えていたかどうかは、それほど明確ではない。小文字の精神権威を論じた

論文では、イギリスで社会階級間に敵意がない例として、「わが国の国王は、ルーベ〔当時のフランス大統領〕や、マッキンリーのように、大統領と目されている。」と指摘されているだけである。だが、別の論文で、エドワード七世はドイツ的な「皇帝」ではなく、たとえば英仏協商交渉のときも、「個人的性格、立居振舞い、機転、心からの誠実さ、そして善意」により「雰囲気を作って」影響力を行使した、とハリスンが主張していることや<sup>26)</sup>、また、ハリスンはジョージ五世の即位儀式（1911）に出席して、「イギリス的愛国心の理想」に触れたとして感激しているが<sup>27)</sup>、本来、実証主義の世界では儀式および祭典は「精神権威」が管理する領域であることを考え合わせると、ハリスンは国王もまた小文字の精神権威の範疇に入れていたと推測しても、おそらく許されるであろう。

小文字の精神権威、という概念を明言したのは、上記のように、20世紀に入ってからのことであった。しかし、実証主義者という「精神権威」の概念も、あるいはそれと直接結びついた「効率」の概念が直接的な効力を失いはじめたのは、おそらく、第二次選挙法改正の通過のころまで遡ることができるだろう。ただし、それは、たんに「精神権威」としてのハリスンが政治から退却した、と要約できるわけではない。政治の「効率化」は、それでもなお進められなければならない、そのためには、今度は、小文字の精神権威が必要であった。そして、ハリスン自身は、そのように「現状」を徐々に変更してゆけば、それは、実証主義の精神的普及とあいまって、最終的な政治的解決をもたらしてくれるものと判断したのである。これは「政治からの退却」というより、むしろ、政治へのある種の執着を示すものであった。

- 1) Frederic Harrison, 'The Monarchy,' *loc. cit.*, p.636, p.634.
- 2) Christopher Kent, *Brains and Numbers*, *op. cit.*, p.153.
- 3) Frederic Harrison, *The Republic*, *op. cit.*, pp.4-5.
- 4) *Ibid.*, pp.30-31.
- 5) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *loc. cit.*, p.278.
- 6) Frederic Harrison, 'Transit of Power,' *loc. cit.*, p.391.
- 7) *Ibid.*, p.396.
- 8) *Ibid.*, p.396.
- 9) *Ibid.*, p.395.
- 10) Frederic Harrison, *The Republic*, *op. cit.*, p.28.
- 11) Godfrey Lushington, 'Workmen and Trade Unions,' in *Questions for a Reformed Parliament*, *op. cit.*, ch. ii, p.50.
- 12) Frederic Harrison, *Order and Prngress*, *op. cit.*, p.28.
- 13) *Ibid.*, p.28.
- 14) *Ibid.*, pp.28-29.
- 15) Frederic Harrison, 'The Monarchy,' *loc. cit.*, p.628.
- 16) Frederic Harrison, *Order and Prngress*, *op. cit.*, p.37.
- 17) *Ibid.*, p.42.
- 18) *Ibid.*, p.42.

- 19) Frederic Harrison, 'Paragraphs,' *Positivist Review*, Dec. 1905, p.285.
- 20) Frederic Harrison, *Novissima Verba* (London, 1921), ch. xii.
- 21) この問題については、以下を参照。Christopher Kent, *Brains and Numbers*, *op. cit.*, ch. x; Christopher Harvie, *The Lights of Liberalism: University Liberals and the Challenge of Democracy, 1860-1886* (London, 1976), ch. ix.
- 22) Frederic Harrison, 'Hereditary Legislators,' *Positivist Review*, Nov. 1905, p.253. なお実証主義者たちの間で本格的な貴族院改革論をはじめ打ち出したのは、おそらくビーズリーである。E. S. Beesly, 'The Strong Second Chamber,' *Fortnightly Review*, August 1895.
- 23) Frederic Harrison, 'The Lords Once More,' *Positivist Review*, Oct. 1906, p.219. ハリソンは、publicists, professors, learned societies, Royal societies の代表などを具体的に考えている(p.220)。
- 24) Martha Vogeler, *Frederic Harrison*, *op. cit.*, p.278.
- 25) Frederic Harrison, 'Social Strife in England,' *Positivist Review*, August 1906, pp.179-181.
- 26) Frederic Harrison, 'England and France,' *English Review*, July 1910, pp.592-593.
- 27) Frederic Harrison, 'Two Coronations, 1838-1911,' *The Times*, 23 June 1911.

## V おわりに

以上見てきたように、ハリソンは、「効率」と「精神権威」というキーワードを用いて、イギリスの風土の中で実証主義の政治体制を求めようとした。だが、彼の試みは、けっして、当時のヴィクトリア中期の政治思想の中で孤立した、異端的なものではなかったように思われる。ただ、彼の政治思想を他の人々との関連で位置づけるのは、さらに調査が必要なので、ここでは簡単な示唆にとどめたい。

まず、ハリソンが「効率」efficiencyという言葉を多用してイギリスの政体を論じたのは、おそらく、バジヨット Walter Bagehot (1826-1877) の影響が無縁ではないと思われる。というのも、バジヨットの代表作『イギリス憲政論』*The English Constitution* (London, 1867; 2nd ed. 1872) は、当初、1865年から1867年にかけて『フォートナイトリ』に連載されたものであり、連載中から、実証主義者たちの注目を浴びていたからである<sup>1)</sup>。バジヨットは、イギリスのコンスティテューションを「効率的な部分」efficient part と、「威厳をもった部分」dignified part とにわけ、前者を議院内閣制が担当し、後者を貴族と君主が担当する、とした。バジヨットによれば、人々が貴族や君主の「劇場的なショー」に魅せられて彼らに「服従心」deference を示している間に、真の支配者たる議会と内閣が、「効率的」に統治を進めるのである<sup>2)</sup>。ハリソンの政治理論は、このバジヨットの思想にたいする二重のポレミクであったと言えるだろう。つまり、ハリソンはまず、議会と内閣との融合はけっして「効率的」ではなく、むしろ、議会から一定程度独立した強力な執行部こそ、「効率的」である、と論じた<sup>3)</sup>。さらに、かりにバジヨットが「劇場」的效果によって貴族と国王が国民の精神的統合を果たす、と

論じたとすれば、ハリスンは、国民の精神的統合は、最終的には、実証主義の「精神権威」による世論の育成によってしか果たされず、真の政治権力は、その「知的な同意」(傍点引用者)である世論の統制のもとにおかれねばならない、と論じたのである。バジョットの言う「劇場」は、ハリスンに言わせれば、本質的には「茶番」burlesqueしか演じられない<sup>4)</sup>。ただ、バジョットとハリスンの差は、表面的にそう思われるほど、大きいものではない。というのも、バジョットは、貴族と君主の必要性を、国民の精神的発展と関連づけて論じているからである。バジョットが貴族と君主への「服従心」が必要だと考えたのは、まだイギリスは「健全な教育と知識が普及している社会」に到達しておらず、「国民の大多数は選挙する能力をもっていない」ため、その中で議院内閣制を成立させるためには、「服従心」が必要だと判断したためであった<sup>5)</sup>。実証主義の普及が十分になされていない段階では君主や貴族が一定程度有効である、という1867年以降のハリスンの議論は、その意味で、バジョットの議論に対応するものである。実際、ハリスンが「[...]より高尚な精神的灌養がなされていないとき、君主制は一部の人間にとって国の伝統を体現し、それを継承し、そして、われわれの歴史的生命にたいしてある種の統一を与える。」と主張したとき<sup>6)</sup>、それは、君主は「象徴が必要なほど教養が不足している者に対しては、目に見える統合の象徴となることができる。」(傍点引用者)というバジョットの主張<sup>7)</sup>と、基本的には同じものだと言っていいだろう。

かりにバジョットが貴族、君主への「服従心」という非合理的な精神的統合が議院内閣制の「効率」に不可欠であると論じたとすれば、主知主義的な精神的指導者と、政治機構のいわば「効率化」とを結合しようとしたのが、ミル John Stuart Mill (1806-1873)であった。ミルは、これもよく知られているように、良い政府か否かを判断する基準として、その政府がどれだけ被支配者の知性、道徳、行動を改善するか、ということと、所与の被支配者の知性、道徳、行動を前提とした場合にその政治機構がどれだけ<sup>8)</sup>の質を發揮できるか、ということをあげた<sup>8)</sup>。後者はいわば政府機構の「効率性」と呼べるであろうが、その「効率性」の重要な条件の一つとして、執行部・行政部を議会の過度の干渉から守り、執行部・行政部を有能な個人の支配に置くことをあげるミルの主張は、ハリスンのそれに近いものであった<sup>9)</sup>。ただ、ハリスンと相違する点があるとすれば、それは、むしろ、「効率」と「精神権威」との関係に求められよう。ミルは、政府の質は究極的には国民の知性、道徳、行動の完成度に依存すると考えているのだが、彼によると、この完成度の基準でもっとも重要なものの一つは個性ないし多様性である。したがって、国民を教育する機関としての議会もまた、国民の多様な意見を反映した「国民的な意見の討議場」nation's Congress of Opinionsにならなくてはならない<sup>10)</sup>。このように、ハリスンとは違って、ミルの思想ではもともと議会が国民の精神的教育機関、つまりいわば「精神権威」の役割を果たすことになり、しかも、その「精神権威」は、かならずしも有機的に統一された「世論」を形成するのではなく、むしろ、「各種の意見」Opinionsを代表するもの、

とされるのである。この意味での議会の「精神権威」化をますます強めたのが、労働者階級による階級支配への恐怖であった。ハリスンが労働貴族の有機的な世論と呼んだものは、ミルに言わせれば、階級利害の無知な主張以外の何物でもなかった。それが「多数者の専制」を生むと思われたとき、ミルは、比例代表制、複数投票制、そして、場合によっては、第二院の改革を導入することにより、代議制の中に知的優越者<sup>11)</sup>を確保し、労働者階級に対抗する多様な意見を議会に反映させようとする<sup>12)</sup>。このミルの議論、とくにその比例代表制の議論は、労働貴族の世論を議会に代表させようとするハリスンにとっては、その世論の力をそぐものであった。なるほど、比例代表制で選ばれた人物は、「非常に知的な人物」であるかもしれない。「しかし、知的になればなるほど、彼らは意見において相違を見るであろう。」<sup>13)</sup>このような帰結を生む比例代表制は、けっきょく、「個人主義の理論」である。それにたいし、「自由な民衆の間の政治的な力は、無限に微妙で、共感を生み、弾力的で、知覚が不可能で、衝撃的である。それは身体における生命や、健康状態のようなものなのだ。」<sup>14)</sup>しかし、このような力をもつ世論に一定の疑問が生じはじめた1867年以降、ハリスンがミルから何かを学んだとすれば、それは、知識人の「世俗」権力への参入ということであろう。労働貴族の力に限界を見出したとき、ハリスンが感じたのは、ミルと同じもの——つまり民主主義への恐怖であった。むろん、「精神権威」としてのハリスンは、この問題にたいし、基本的には世論の道徳化で対処しようとする。しかし、小文字の精神権威を承認しはじめたハリスンは、民主化し、セクト化した下院に対抗して、知識人や「ステーツマン」からなる貴族院を創ることによって、この問題を処理しようとする。実際、第二院を改革してそれを「ステーツマン」、代表的な公職経験者、および「思索階級の代表」からなる議会とする、と1860年代に提案していたのは、他ならぬミルだったのである<sup>15)</sup>。

以上のような視点から、ヴィクトリア中期の政治思想を再検討することも可能であろう。世紀転換期の「効率」の研究者、サールは、「効率」概念の起源の一つとしてマシュー・アーノルド Mathew Arnold (1822-1888) をあげているが<sup>16)</sup>、そのアーノルドの論争相手の一人がハリスンであった<sup>17)</sup>ことに象徴されるように、「効率」概念は1860年代から70年代にかけての文脈の中で問い直される必要があるだろう。またそれは、ハリスンと日本との関係に見られるように、けっしてイギリス一国だけにかかわる問題ではないと思われる<sup>18)</sup>。

- 1) たとえばブリッジズは、バジヨットがいう権力の「神秘化」は、「われわれがいかにして、また誰によって支配されているか」を見失わせるものだ、として反発した。J. H. Bridges, 'Republicanism,' *loc. cit.*
- 2) Walther Bagehot, *The English Constitution, The Collected Works of Walter Bagehot*, vol. v (London, 1974), especially pp.378-380. 小松春雄訳『世界の名著、バジヨット、ラスキ、マッキーヴァー』所収(中央公論社, 1970), 278-281頁。
- 3) Frederic Harrison, *Order and Progress, op. cit.*, ch. ii and iii.

- 4) Frederic Harrison, 'The Monarchy,' *loc. cit.*, p.631.
- 5) Walter Bagehot, *The English Constitution, op. cit.*, pp.377-78. 邦訳278頁。
- 6) 第4節註15参照。
- 7) Walter Bagehot, *The English Constitution, op. cit.*, p.234, 邦訳100頁。
- 8) J. S. Mill, *Considerations on Representative Government, Collected Works of John Stuart Mill*, vol. xix (London, 1977), pp.390-392. 水田洋, 田中浩共訳『世界の大思想ミル』所収 (河出書房, 1967), 197-199頁。
- 9) *Ibid.*, pp.424-425, 邦訳232頁。この点についてハリスンがミルに賛同していたことについては, Frederic Harrison, *Order and Progress, op. cit.*, p.13.
- 10) J. S. Mill, *Considerations on Representative Government, op. cit.*, p.432. 邦訳, 239頁。
- 11) ミルが知的能力と投票能力が比例すると考えていたことは, 彼が提案する複数投票の基準から伺える。まず, 読み, 書き, 計算ができないものに参政権を与えてはならない。それから, 本来であれば, 「地球の形態についての一定の知識, 地球上の自然的, 政治的区分, 世界史の基礎知識, 自国の制度史的知識」を備えている者に参政権をかぎるのが望ましい。それが今のところ基準にはならないのは, その準備となる教育が今のところ欠けており, その知識を確認する試験が技術的に困難であるからにすぎない。*Ibid.*, pp.470-471.邦訳279頁。
- 12) *Ibid.*, ch. vii, viii, and xiii. 邦訳, 第7, 8, 13章。
- 13) Frederic Harrison, *Order and Progress, op. cit.*, p.75.
- 14) Frederic Harrison, 'Our Venetian Constitution,' *loc. cit.*, p.281.
- 15) J. S. Mill, *Considerations on Representative Government, op. cit.*, ch. xiii. 邦訳, 第13章。
- 16) Searle, *The Quest for National Efficiency, op. cit.*, pp.14, 29, 31-33.
- 17) 両者の論争の基本的な経過については, Martha Vogeler, 'Mathew Arnold and Frederic Harrison,' *Studies in English Literature*, Autumn, 1962, pp.441-62.
- 18) たとえば1891年3月にロンドンにやってきた金子堅太郎にたいしてハリスンは, 「[...] 英国の政治と雖も二大政党の時代を過ぎ去り終に賢明なる君主一人を戴きその命令に依り数多の俊傑を集合して組織したる政府に依つて国政を総理するに至らんとす。」とイギリスの現状を分析し, 日本においても「貴族的の国民」を中心に立憲体制に移行するよう助言している。金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』(日本青年館, 1937), 289-296頁。(引用にあたって新字に改めた。)